

西南学院大学 法科大学院  
**2021 年度講義要綱**



## 2021 年度法科大学院講義要綱

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 養成する人材、4つの要素等について.....      | 2  |
| 2021 年度法科大学院の授業実施について.....  | 2  |
| 法科大学院 2021 年度 学年暦カレンダー..... | 3  |
| 1. 憲法訴訟論.....               | 4  |
| 2. 法と行政活動.....              | 6  |
| 3. 行政救済法.....               | 10 |
| 4. 公法演習Ⅰ.....               | 13 |
| 5. 公法演習Ⅱ.....               | 15 |
| 6. 民事手続法.....               | 17 |
| 7. 民法演習Ⅰ.....               | 19 |
| 8. 民法演習Ⅱ.....               | 21 |
| 9. 民法演習Ⅲ.....               | 24 |
| 10. 商法演習.....               | 27 |
| 11. 民事手続法演習.....            | 29 |
| 12. 民事法総合演習Ⅰ.....           | 31 |
| 13. 民事法総合演習Ⅱ.....           | 34 |
| 14. 刑事手続法.....              | 36 |
| 15. 刑事法演習.....              | 40 |
| 16. 刑事法総合演習Ⅰ.....           | 42 |
| 17. 刑事法総合演習Ⅱ.....           | 44 |
| 18. 民事訴訟実務の基礎.....          | 46 |
| 19. 刑事訴訟実務の基礎.....          | 48 |
| 20. 法曹倫理.....               | 50 |
| 21. 民事模擬裁判.....             | 52 |
| 22. 刑事模擬裁判.....             | 55 |
| 23. 弁護士実務.....              | 57 |
| 24. 知的財産法.....              | 59 |
| 25. 知的財産法演習.....            | 61 |
| 26. 執行・保全法.....             | 64 |

## 養成する人材、4つの要素等について

シラバスの中で、「養成する人材」、「必要な資質」あるいは「4つの要素」として、①②③④等の番号が挙げられているものがあります。これは、本学法科大学院が養成する法曹に必要な資質として特に重視している4つの要素を示しています。以下、その内容を掲げておきますので、シラバスを読む際に必要に応じて参照してください。なお、各要素の具体的な内容については、学生便覧で詳細な説明を行っています。

西南学院大学法科大学院は、法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。

- ①他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。
- ②社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。
- ③前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。
- ④社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

### 2021年度法科大学院の授業実施について

2021年度の法科大学院の授業は、感染症対策を継続しながら、次のとおり実施します。

#### (1) 警戒レベルⅠ(流行終息期)～Ⅲ(流行再発期)

- ①法科大学院のすべての科目を原則【法科大学院内施設において対面授業】で実施する。  
ただし、教員、学生の事情により遠隔授業の希望がある場合は、別途対応する。
- ②定期試験は、【対面試験】を実施する。

#### (2) 警戒レベルⅣ(流行拡大期)

- ①法科大学院のすべての科目を原則【オンライン授業】で実施する。
- ②定期試験は、レベルⅠ～Ⅲと同様に【対面試験】を実施することを原則とする。

なお、警戒レベルの変化に伴ってシラバスが変更になることがあります。その際には、担当教員から連絡します。



1. 憲法訴訟論

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 憲法訴訟論 (ケンポウソショウロン)   |
| 担当教員名 (カナ) | 横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)   |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 火曜1限  |
| 講義の概要      | <p>この科目においては、憲法の統治機構の分野のうち、「司法権の意義と限界」、「憲法訴訟」(違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など)というテーマで語られる部分を学習するとともに、ここまでに得られた憲法に関する基本的な知識と理解を土台にして、基本的人権に関する最高裁判例の事例について分析と検討を行い、さらに当事者主張のあり方について考える。</p> <p>なお、授業はすべて対面で行う予定であるが、本学における感染拡大警戒レベルIVへの移行があるなど対面による授業ができない場合は、遠隔授業に移行する。その際は、Webexを用い、「同時双方向」で実施する予定である。</p>  |
| 到達目標       | <p>この科目には3つの目標がある。</p> <p>(a)まず、「司法権の意義と限界」、「憲法訴訟」について正確な理解と知識を得ることである。それは裁判所の行動原理と基本的人権保障のあり方に関する理解を深めることにつながる。この目標は、「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」と同じく、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素(①～④)のすべてにかかわるものである。</p> <p>(b)次に、最高裁判例の事案、当事者主張、下級審判決、そして最高裁判決を検討することによって、1つの事案に対する様々な見方、法的主張の在り方を学び、あわせて最高裁判例の射程を考える能力を身につけることである。要するに、事案を分析し法的主張を構成していく能力の獲得と言ってよい。「判例の正確な理解、事実との関係を踏まえた当該判例の射程範囲の確認、判例における問題点を考えさせる学習」の重要性は司法試験においても強調されてきているところである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素のうち、とくに②③にかかわるものである。</p> <p>(c)最後に、人権が制約されている事例について、法令の合憲性を問うレベルだけではなく、その適用のレベルも含めて、効果的な当事者主張をする能力の獲得である。1年次までの学習においては人権制約を違憲と主張する文書作成を目標としていたが、この科目では合憲とする側の主張も構成できるようにすることを目指す。(b)と(c)によって、当事者とは異なる立場から第三者的に法令等の合憲性を論じる際に必要となる「異なる立場への目配り」もできるようになると期待される。</p> <p>以上の3つの目標を持つこの科目は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素すべてにかかわるものではあるが、とりわけ②と③にかかわるものである。そして、1年次後期の「基本的人権の基礎」と3年次前期の「公法演習I」の間をつなぐものであるとあってよい。</p> |
| 各回の授業内容    | <p>「司法権・憲法訴訟に関する基本的事項」については、こちらで概要をまとめたプリントをあらかじめ配布しておくので、事前に各自で学習しておいてほしい。必要に応じて、授業において知識を確認する。</p> <p>15回の授業においては最高裁判例についての分析と検討を行う。配布資料を用いて、予め指定しておいた最高裁判例(1回だけ下級審どまりの事例がある)について、事案、当事者主張、下級審判決、そして最高裁判決を確認し、担当教員の用意した質問への解答を考えていく。すべて質疑応答形式で進めていく。報告者・担当者は設けない。授業後に、あらかじめ指定した書面担当者に最高裁判例の事案を基にして当事者主張を作成してもらう。</p>   |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>15回の授業の割り振り予定は以下の通りである（開講時までの状況に応じて若干の修正がありうる）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進め方の説明／最高裁判例の検討(1) 郵便法事件</li> <li>2. 最高裁判例の検討(2) 岐阜県青少年保護育成条例事件</li> <li>3. 最高裁判例の検討(3) 薬局距離制限事件</li> <li>4. 最高裁判例の検討(4) 森林法事件</li> <li>5. 最高裁判例の検討(5) 堀木訴訟</li> <li>6. 最高裁判例の検討(6) 泉佐野市民会館事件</li> <li>7. 最高裁判例の検討(7) 社会保険庁職員事件</li> <li>8. 最高裁判例の検討(8) 立川反戦ビラ入れ事件</li> <li>9. 最高裁判例の検討(9) 日の丸・君が代起立斉唱拒否事件</li> <li>10. 最高裁判例の検討(10) エホバの証人剣道実技受講拒否事件</li> <li>11. 最高裁判例の検討(11) マククリーン事件</li> <li>12. 最高裁判例の検討(12) 週刊文春事件（この回は下級審どまりの事例）</li> <li>13. 最高裁判例の検討(13) 愛媛玉串料訴訟</li> <li>14. 最高裁判例の検討(14) 国籍法事件</li> <li>15. 最高裁判例の検討(15) 再婚禁止期間違憲訴訟</li> </ol> |
| 成績評価の方法            | <p>平常点50点と期末試験50点，合計100点として評価する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は，期末試験の受験を認めない。</p> <p>この科目の再試験は実施しない。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は，1回につき3点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡のない遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）1回につき1点ないし2点減点する。</p> <p>以上の方法は，授業自体が遠隔授業となった場合にも基本的には変更の予定はない。しかし，事情によって期末試験の実施が難しいときには，変更の可能性はある。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>平常点50点は，到達目標(a)～(c)のすべてにかかわる。このうち(ア)30点は主に到達目標の(a)(b)にかかわり，授業のなかでみられる基本的知識の理解度，分析・応用ができているか，質疑応答への参加状況，予習の状況などの観点から評価する。(イ)残りの20点は，主として到達目標(c)にかかわるものであり，最高裁判例の事案を基にして作成してもらう当事者主張に割り当てる。期末試験50点は，到達目標(a)～(c)のすべてにかかわるが，とくに(c)に最大の比重がある。授業において扱った最高裁判例を応用した事例問題について，人権制約を違憲とする主張と合憲とする主張をそれぞれにまとめた形で作成してもらう形式とする。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>予め配布する資料などを読み，質問等への解答を自分で考えてくること。授業で扱う事項の詳細については，予めTKC教育支援システムを通じて知らせる。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>特定のテキストを使用することではなく，こちらから資料のプリントを配布する。</p> <p>参考書：1年次に使用・紹介した教科書類の他に，渡辺康行他『憲法I基本権』（日本評論社，2016年），小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社，2016年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社，2014年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013年），戸松秀典『プレップ憲法訴訟』（弘文堂，2011年），曾我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲法論点教室第2版』（日本評論社，2020年予定），高橋和之『体系憲法訴訟』（岩波書店，2017年），木下智史=伊藤建『基本憲法I基本的人権』（日本評論社，2017年）など。</p>   |
| 履修条件               | なし  |

2. 法と行政活動

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 法と行政活動 ( ホウトギョウセイカツドウ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 石森 久広 ( イシモリ ヒサヒロ )   |
| 履修年次       | 2年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 前期 木曜2限   |
| 講義の概要      | <p>本授業は、いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は、要件充足に係る解釈の誤り、裁量の誤り等を指摘することが中心となる(事実の誤認や手続違反など他にももちろんありうる)。事実を確定し法規範への当てはめを行う作業に当たって、何よりの確な解釈や裁量統制判断を行うことが、国民の権利利益の適切な救済、行政活動の法の趣旨に則した適正化にとって肝要である。本講義は、具体的事案において、適用される法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにするを目的とする。言い換えると、「知識は基礎的なもので構わず」(「平成21年度新司法試験の採点実感等に関する意見(行政法)」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」)、しかし「使えるように理解」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがき)することが重要である。華やかな「果実」(論証パターン)も基礎にしっかりとした「根」(理解)があつてのこと。的を射た議論や書面の作成を誘うだけでなく、見当違いの議論や書面を制御するのも、この「根」の役割となる。講義では、相互対話を通じて、将来、制御不能に陥らないよう、「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。</p> <p>なお、授業はすべて対面で行う予定であるが、本学における感染拡大警戒レベルⅣへの移行があるなど対面による授業ができない場合は、遠隔授業に移行する。その際、〔1〕Webex等を用い、できるだけ「同時双方向」で実施することとし、〔2〕しかし、それも難しい時は、「オンデマンド」形式(各回、①TKC上の指示に従い予習→②授業内容を録画(録音)したものを視聴→③課題の提出・対応→④メールによる質問・応答(適宜、Webexも利用))で実施する予定。</p> |
| 到達目標       | <p>2年次後期開講科目「行政救済法」と併せ、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことに焦点を当てる。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>  |
| 各回の授業内容    | <p><b>第1回 はじめに(1)</b><br/> 【到達目標】行政法の解釈の特徴を、特に民法との関係で理解できる。<br/> 【主要項目】行政法とは、行政法の役割と特質、行政法における多様な法律関係<br/> 【主要判例】「公営住宅の利用関係(百選Ⅰ-9)」「行政処分と民法177条(百選Ⅰ-11)」など</p> <p><b>第2回 はじめに(2)</b><br/> 【到達目標】行政法の解釈の特徴を、特に解釈方法に関し理解できる。<br/> 【主要項目】現代行政法における公法と私法<br/> 【主要判例】「建築基準法65条と民法234条(百選Ⅰ-10)」「国に対する損害賠償請求と消滅時効(百選Ⅰ-26, 31)」など</p> <p><b>第3回 行政立法と条例(1)(CB第1章)</b><br/> 【到達目標】行政立法の分野における主要な検討項目は、委任立法に対する法律の授權の仕方、及び委任命令が法律の委任の趣旨を逸脱していないかどうかとなり、これを具体的事案に即して検討し、行政の活動の違法事由としてとらえることができる。</p>   |

【主要項目】法規命令，委任命令，執行命令，行政規則，行政規則の外部化現象  
 【主要判例】「1-4 サーベル登録拒否事件」「1-6 児童扶養手当事件」「1-9 東洋町・町議会議員リコール署名無効事件」「1-10 医薬品ネット販売権確認等請求事件」など

#### 第4回 行政立法と条例（2）（CB第1章）

【到達目標】日本国憲法94条「法律の範囲内」，地方自治法14条2項「法令に違反しない限りにおいて」との関係で，最高裁の示した基準に即して条例自体の違法無効の判断ができる。

【主要項目】法律と条例の関係

【主要判例】「1-2 徳島市公安条例事件」「飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件（神戸地判平成9・4・28）」「伊丹市教育環境保全条例事件（神戸地判平成5・1・25）」など

#### 第5回 行政処分（1）（CB第2章）

【到達目標】行政処分に伴ういわゆる公定力，不可争力といった諸効力の概念を行政訴訟制度に即し正確に理解できる。

【主要項目】行政行為の意義，種類，効力，無効な行政行為

【主要判例】「8-4 松任市事件」「2-9 東京都建築安全条例事件」「2-10 名古屋冷凍倉庫固定資産税等国家賠償事件」など

#### 第6回 行政処分（2）（CB第2章）

【到達目標】取消しと無効・職権取消しと撤回の区別に応じた法的判断が特に抗告訴訟制度の理解と関連して，具体的事案に即して行える。

【主要項目】行政行為の取消しと撤回

【主要判例】「2-3 譲渡所得課税無効事件」「2-4 優生保護医指定撤回事件」「2-6 パチンコ屋名義貸し事件」「2-8 ネズミ講課税処分事件」など

#### 第7回 行政手続（CB第3章）

【到達目標】行政手続法の規定に即して，各手続がもつ意義を正確に理解することができる。特に，審査基準及び処分基準，理由提示等に関する違反があったかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかを理解し，いかなる手続違反があると行政処分は違法とされる（取消訴訟であれば取消事由となる）のか，具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政手続法制定前，行政手続法，理由付記，手続的瑕疵の法的効果（行政処分の適法性に及ぼす影響）

【主要判例】「3-1 個人タクシー事件」「3-3 群馬中央バス事件」「3-4 ニコニコタクシー事件」「3-8 一級建築士事件」など

#### 第8回 行政裁量（1）（CB第4章）

【到達目標】行政処分の要件・効果等の判断のどの部分に，なぜ行政裁量が認められるのか（あるいは認められないのか）を読み解くことができる。そのうえで，裁量判断の合理性が欠如していることを示すためにどのような指摘をおこなうべきかを，具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政裁量の観念と区別，裁量権の逸脱・濫用の審査

【主要判例】「4-2 神戸全税関事件」「4-3 余目町個室付浴場事件」「4-4 マククリーン事件本案訴訟」

#### 第9回 行政裁量（2）（CB第4章）

【到達目標】具体的場面ごとに，行政法の趣旨・目的や事柄の性質から，行政裁量の幅を的確に判断して，当該裁量をどのように審査するかの判断基準（①全面的コントロール②合理性ないし相当性コントロール③明白性コントロール（宮田三郎），①最大限の審査，②中程度の審査，③最小限の審査（三浦大介・行政法の新構想Ⅲ109頁ほか）を設定することができる。

【主要項目】裁量審査の実際，判断過程審査

【主要判例】「4-1 日光太郎杉事件」「4-5 伊方原発訴訟」「4-6 エホバの証人剣道実技拒否事件」「4-7 呉市公立学校施設使用不許可事件」

< \*第5回～第9回を範囲に中間試験実施>

#### 第10回 行政指導（CB第5章）

【到達目標】行政手続法に規定されている実体的及び手続的規制の理解をもとに，主要な最高裁判例に即し，具体的な事案において，私人の権利・自由を不当に制約する行政指導が違法であることを立論できる。

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>【主要項目】行政指導の意義と種類，違法性，法的規制</p> <p>【主要判例】「5-1 中野区特殊車両通行認定事件」「5-2 品川マンション事件」「5-4 武蔵野市教育施設負担金事件」「5-5 白石市産廃処理申請書返戻事件」など</p> <p><b>第11回 行政調査（CB第6章）</b></p> <p>【到達目標】調査の方法の適否，得られた調査結果の証拠能力の有無，調査の違法が行政処分の違法事由とされるかどうか等について，具体的事案に即して検討できる。</p> <p>【主要項目】行政調査の意義・法的性格，法的規制，刑事責任との関係</p> <p>【主要判例】「6-3 所持品検査事件」「6-1 川崎民商事件」「6-2 荒川民商事件」など</p> <p><b>第12回 行政の実効性確保（CB第7章）</b></p> <p>【到達目標】行政上の代執行，強制徴収，直接強制，及び間接強制（執行罰）並びに行政罰等につき，具体例とともにその仕組みを把握したうえで，特に一般法としての行政代執行法の各条文を正確に理解できる。強制執行と（国民への義務の賦課を介在させない）即時強制の異同も，その具体例とともに理解できる。</p> <p>【主要項目】行政上の強制執行，代執行，その他の強制執行，行政罰，その他の実効性確保手法</p> <p>【主要判例】「7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「7-3 福岡県志免町給水拒否事件」「7-4 宝塚市パチンコ店建設中止命令事件」「7-5 大阪0-157 食中毒事件」など</p> <p><b>第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性（CB第8章）</b></p> <p>【到達目標】文言や裁量に関する解釈を施すにあたり，当該問題を解決するために，法はどのような価値観を前提に，どのようなシナリオを描いて，当該行政権限にどのような役割を期待しているのか，の見方（いわゆる「法の仕組み論」（塩野宏），「法の仕組み解釈」（橋本博之）といわれる解釈の仕方）ができる。</p> <p>【主要項目】個別法制度のしくみ，法の適用・解釈，法の趣旨・目的</p> <p>【主要判例】「8-1 パチンコ店営業許可取消事件」「8-2 ストロングライフ事件」「8-3 日工展コム訴訟」</p> <p><b>第14回 憲法原則と一般的法原則（CB第9章）</b></p> <p>【到達目標】行政活動に統制を図るのはまずは当該個別法であるが，例外的にそれでは不十分であったり（例えば，「権利濫用」の法理が必要なケース），あるいは不適切であったり（例えば「信義則」が必要なケース）する場合に，具体的事案において，行政権の濫用の法理や信義則など，憲法原則や法の一般原則を用いて，行政活動を違法と判断することができる。</p> <p>【主要項目】法律による行政の原理，憲法原則，平等原則，比例原則，信義則</p> <p>【主要判例】「9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件」「9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件」「9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「9-8 福岡町公害防止協定事件」など</p> <p><b>第15回 情報公開と個人情報保護</b></p> <p>【到達目標】それぞれの法制度の存在意義及び，それに基づき構築された開示請求の仕組みを理解したうえで，具体的事案に即して，不開示事由該当性を検討することができる。</p> <p>【主要項目】不開示事由，個人情報保護</p> <p>【主要判例】「10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「10-2 大阪府知事交際費公開請求事件」「10-4 大田区指導要録公開請求事件」など</p> <p style="text-align: center;">＜*全範囲を対象に（中間試験の範囲を除かないで）期末試験実施＞</p> |
| <p>成績評価の方法</p> | <p>期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。</p> <p>定期試験…70点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕及び論文式，を予定），中間試験…15点（短答式〔語句記入式，説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，事前の届出なしの欠席は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。），以上，合計100点で評価する。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*再試験は実施しない。</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 成績評価の基準            | <p>論述の採点は、①判断の枠組みができていないか、②検討すべき事項が適切に選択されているか、③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか、④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示、なされている判断・評価は妥当か〕、の観点を基本に行う。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p><b>【予習ガイド】</b><br/> A：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。<br/> B：各自の基本書で該当部分を読んでください。<br/> C：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んできてください。<br/> D：ケースブックの判例について、事実の要点（①登場人物は誰か、②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に、③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準、②具体的判断、③結論）を確かめてください。<br/> E：レジュメの設問を検討してください。<br/> F：ケースブック、百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可）<br/> *学部や「行政法入門」で学修済みの部分もありますから、その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p> |
| 教科書・参考文献           | <p><b>【共通の教材】</b><br/> 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂、2018）<br/> <b>【共通の参考書】</b><br/> 行政判例百選 I 〔第7版〕（有斐閣、2017年）<br/> <b>【基本書】</b><br/> 現在使用している基本書</p>   |
| 履修条件               | 特になし。  |

## 3. 行政救済法

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 行政救済法 (ギョウセイキュウサイホウ)   |
| 担当教員名 (カナ) | 石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)  |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 月曜3限  |
| 講義の概要      | <p>「民事法においては、民事の裁判所に訴えることは自明であるので、権利の実現手段について触れる必要はない、しかし、公法の事例においては、そもそも訴訟を提起できるのか、またどの裁判管轄になるのかが問題となる」(高木光=高橋滋=人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがきに引用する Gunter Schwerdtfeger, Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung, 13. Aufl., 2007, S. 1)。これが、ドイツの大学で「公法の事例演習に対して逃げ腰になり、司法試験間近になってもなお、特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。</p> <p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて、「法と行政活動」で修得した違法性(適法性)の主張が可能になる。この授業では、受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、相互対話を通じて、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。</p> <p>なお、授業はすべて対面で行う予定であるが、本学における感染拡大警戒レベルⅣへの移行があるなど対面による授業ができない場合は、遠隔授業に移行する。その際、〔1〕Webex等を用い、できるだけ「同時双方向」で実施することとし、〔2〕しかし、それも難しい時は、「オンデマンド」形式(各回、①TKC上の指示に従い予習→②授業内容を録画(録音)したものを視聴→③課題の提出・対応→④メールによる質問・応答(適宜、Webexも利用))で実施する予定。</p> |
| 到達目標       | <p>2年次前期開講科目「法と行政活動」と併せ、社会で生起する実際の事案について、適切な紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、主として、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>  |
| 各回の授業内容    | <p><b>第1回 行政上の救済手続</b><br/> <b>【到達目標】</b> 行政不服審査の仕組みを条文に即し理解したうえで、その特徴を行政事件訴訟と比較し把握できる。<br/> <b>【主要項目】</b> 行政不服申立て、行政事件訴訟、国家補償、行政審判、苦情処理、迅速性、中立性、職権主義、当事者主義</p> <p><b>第2回 取消訴訟の対象(1)</b><br/> <b>第3回 取消訴訟の対象(2)</b><br/> <b>【到達目標】</b> 問題となる行為の一方性、権力性あるいは優越性、またそれによる権利・義務の内容あるいは法的地位の具体的変動の有無を読み取り、救済の場面の特質に応じて(紛争の成熟性や紛争解決の適切性の要素も加味して)、処分性判断を適格に行える。<br/> <b>【主要項目】</b> 公権力の行使、行政機関相互の関係、法的な効果を有しない行為、一般的抽象的な法的効果、給付拒否決定</p> <p><b>第4回 原告適格(1)</b><br/> <b>第5回 原告適格(2)</b></p>  |

【到達目標】原告適格拡大の傾向をみせてきた最高裁判例（例えば、最判昭和 57・9・9「長沼訴訟」（CB13-3）や最判昭和 60・12・17「伊達火力発電所訴訟」は、当該「行政法規」を、明文の規定に限らず「趣旨」ないし「合理的解釈によるもの」を含むとし、最判平成元・2・17「新潟空港訴訟」（CB12-2）は、当該「行政法規」には目的を共通にする「関連法規〔関係法令〕」も含むとした。そして最判平成 4 年 9 月 22 日「もんじゅ訴訟」（CB12-5）は、「利益の内容・性質」の考慮を要求した。）の理解のもとに、取消訴訟における第三者の原告適格の有無を、行訴法 9 条 2 項に即して具体的に検討することができる。

【主要項目】法律上の利益、被侵害利益の性質、考慮事項の法定、違法主張の制限  
**第 6 回 訴えの客観的利益**

【到達目標】最高裁判例が狭義の訴えの利益の有無につきどのような点に着目して判断しているか理解するとともに、これらの考え方をふまえて、具体的な事案に即して検討することができる。

【主要項目】法律上の利益、時間の経過、工事等の完了、行政処分 of 取消し・変更、法令の廃止・改正

**\* 第 2 回～第 6 回を範囲に中間試験を実施**

**第 7 回 取消訴訟の審理・判決（1）**

**第 8 回 取消訴訟の審理・判決（2）**

【到達目標】取消訴訟の提起から判決に至るまでの重要な、行政事件訴訟の特徴を画す項目につき、行政事件訴訟法の規定に即して具体的な場面ごとに正確に理解できる。

【主要項目】出訴期間、被告適格、原処分主義と裁決主義、主張制限、違法性の承継、主張・立証責任、理由の差替え、違法判断の基準時、訴えの追加・変更、訴訟参加、判決の効力、事情判決

**第 9 回 その他の抗告訴訟**

【到達目標】無効等確認訴訟について、行政事件訴訟法 36 条にかかる、いわゆる一元説と二元説の違いや「現在の法律関係に関する訴え」をめぐる解釈、不作為違法確認訴訟における「相当の期間」の判断方法（行政手続法における標準処理期間との関係）、義務付け訴訟 2 類型（申請型と非申請型）・差止訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件、とりわけ「重大な損害」の具体的検討方法、等について正確に運用できる。

【主要項目】無効確認訴訟、不作為の確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟

**第 10 回 その他の行政訴訟**

【到達目標】とりわけ実質的当事者訴訟を適切に活用できる。その際、処分性の判定の場面において、取消訴訟と実質的当事者訴訟の選択、処分性の判定以外の場面において、抗告訴訟（とりわけ差止訴訟）と実質的当事者訴訟の選択を的確に行え、また、実質的当事者訴訟による場合の請求の趣旨の立て方、そして確認訴訟における確認の利益の有無につき、具体例事案に即して検討できる。

【主要項目】当事者訴訟、差止訴訟との関係、民衆訴訟、機関訴訟

**第 11 回 仮の救済**

【到達目標】執行停止の申立てを適時に行う判断ができる。また、仮の義務付け、仮の差止めの申立制度を理解し、申立要件につき具体的な事案に即して検討できる。

【主要項目】執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分

**第 12 回 国家賠償法 1 条（1）**

【到達目標】国家賠償法 1 条にいう「国又は公共団体」「公権力の行使」「公務員」「職務を行うについて」の意義を正確に理解したうえで、国家賠償法 1 条の責任成立の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか分析し、具体的な事案に即して検討できる。

【主要項目】1 条責任の本質、「公権力の行使」、「公務員」「職務を行うについて」

**第 13 回 国家賠償法 1 条（2）**

【到達目標】「故意又は過失によって違法に」の要件充足をどのように行うか、判例の理解のもとに把握できる。権限の不行使の違法判断の特殊性についても理解できる。

【主要項目】職務行為基準説、違法性一元説、違法性相対説、消極的裁量濫用論

**第 14 回 国家賠償法 2 条・その他**

【到達目標】「公の営造物」の意義を正確に把握したうえで、「設置又は管理の瑕疵」

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>充足性判断を、道路と河川を代表に最高裁判決の理解を基にして、具体例に行うことができる。選任監督ないし設置管理者と費用負担者との内部求償関係に関する理解ができる。民法や他の法律の適用関係が問題となる4条及び5条、相互保証主義を規定する6条についても、正確に理解できる。</p> <p>【主要項目】公の営造物、設置又は管理の瑕疵、無過失責任、通常有すべき安全性、不可抗力、回避可能性、是認しうる安全性</p> <p><b>第15回 損失補償</b></p> <p>【到達目標】適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件の理解をもとに、「特別の犠牲」性につき、目的ないし原因、態様ないし程度を社会通念に照らして総合勘案して、また、「正当な補償」につき、代表的な最高裁判例をもとに、具体的な事案においてそれぞれ判断できる。</p> <p>【主要項目】「特別の犠牲」「正当な補償」</p> <p><b>*全範囲を対象に（中間試験の範囲も除かないで）期末試験実施</b></p> |
| 成績評価の方法            | <p>期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。</p> <p>定期試験…70点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕及び論文式を予定），中間試験…15点（短答式〔語句記入式，簡潔に説明を求める形式等を含む〕を予定），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，正当な理由を届け出ることなく欠席した場合は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。），以上，合計100点で評価する。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*再試験は実施しない。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>論述の採点は，①判断の枠組みができていないか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，の観点を基本に行う。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>【予習ガイド】</p> <p>A：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。</p> <p>B：各自の基本書で該当部分を読んでください。</p> <p>C：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んでください。</p> <p>D：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。</p> <p>E：レジュメの設問を検討してください。</p> <p>F：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可）</p> <p>*学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>【共通の教材】</p> <p>稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法〔第6版〕』（弘文堂，2018）</p> <p>【共通の参考書】</p> <p>行政判例百選Ⅱ〔第7版〕（有斐閣，2017年）</p> <p>【基本書】</p> <p>各自が使用している基本書</p>   |
| 履修条件               | <p>「法と行政活動」の履修。</p>  |

## 4. 公法演習 I

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 公法演習 I ( コウホウエンシュウイチ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 横田 守弘 ( ヨコタ モリヒロ )<br>石森 久広 ( イシモリ ヒサヒロ )  |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 月曜 2限   |
| 講義の概要      | <p>この科目は、憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより、基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに、事例のどこに注目したらよいか、当事者・法律専門家としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。法的文章の検討に際しては、担当教員と受講者との「双方向的な授業」にとどまらず、受講者同士の議論がなされることを期待している。</p> <p>憲法においては、基本的な判例と学説の確認を行うとともに、法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての自らの見解を十分に展開する中で、必要に応じて、自らの見解と異なる立場にふれる形で論述をする仕方について検討する。観念的・パターンの思考ではなく、個別事案の特徴をつかんで説得力ある主張をできるようにしたい。</p> <p>行政法においても、事例を前提に、当事者の立場に立って、実定法に即してどのような主張をすればよいかを検討する。行政法の場合、とくにそれは選択した訴訟の種類と連動するため、適切な訴訟選択のあり方も考察の対象になる。</p> <p>授業は毎回、担当教員が共同して行う。したがって、この科目は、1つの事例について憲法と行政法のそれぞれの立場から検討する機会ともなるであろう。</p> <p>なお、授業はすべて対面で行う予定であるが、本学における感染拡大警戒レベル IVへの移行があるなど対面による授業ができない場合は、遠隔授業に移行する。その際、〔1〕 Webex 等を用い、「同時双方向」で実施する。〔2〕 しかし、それも難しい場合は、「オンデマンド」形式で実施する。</p> |
| 到達目標       | <p>この科目は、これまでの憲法・行政法の諸科目を学習して得られた知識と理解、そして基本的な文書作成能力を前提として、法的分析と推論を行ない納得できる結論を導きだすとともに、これを表現する質の高い文書を作成し、議論ができるようになることを目指すものである。本学法科大学院の「養成する人材」の4要素のうち、主に②と③を獲得するための科目であるといつてよい。詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照。</p>   |
| 各回の授業内容    | <p>第1回目の授業において進行の仕方などを確認した後、第2回から憲法の事例と行政法事例を交互に1週間おきに各7回、計14回扱っていく。憲法はこちらで用意した事例を、行政法は後記テキストの中から事例を選択して扱う。</p> <p>各回の授業においては、各事例についてこちらで用意した設問に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい、これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は、基本的な学説や判例の確認をしながら、各担当者による説明を端緒として受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと、他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。</p> <p>受講者1人につき、憲法事例を1回、行政法事例を1回、担当してもらう予定である。受講者数の関係で担当者をおかない回が生じる可能性がある。その回の授業においては、全員がその場で事例について主張を考え、意見を出し合って議論する回とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進め方の説明</li> <li>2. 憲法(1) 問題1</li> <li>3. 行政法(1) 第1部〔問題2〕ラブホテル建築規制条例をめぐる紛争</li> </ol>   |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>4. 憲法(2) 問題 2<br/>         5. 行政法(2) 第 1 部〔問題 4〕 開発許可をめぐる紛争<br/>         6. 憲法(3) 問題 3<br/>         7. 行政法(3) 第 1 部〔問題 5〕 砂利採取計画の認可をめぐる紛争<br/>         8. 憲法(4) 問題 4<br/>         9. 行政法(4) 第 1 部〔問題 8〕 学校での事故・トラブルをめぐる紛争<br/>         10. 憲法(5) 問題 5<br/>         11. 行政法(5) 第 2 部〔問題 6〕 条例によるパチンコ店規制をめぐる紛争<br/>         12. 憲法(6) 問題 6<br/>         13. 行政法(6) 第 2 部〔問題 8〕 タクシーの運賃変更命令をめぐる紛争<br/>         14. 憲法(7) 問題 7<br/>         15. 行政法(7) 第 2 部〔問題 17〕 入管法に基づく退去強制をめぐる紛争<br/>         ＊なお、状況に応じて問題を差し替えることがある。その場合は、開講時に説明する。</p>   |
| <p>成績評価の方法</p>            | <p>①担当者としての書面 20点, ②平常点 30点, ③学期末の期末試験 50点 (憲法25点, 行政法25点として, それぞれ別々に行なう。) 以上を総合して合計100点満点として評価する。<br/>         正当な理由なく授業を6回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。期末試験の再試験は実施しない。</p>   |
| <p>成績評価の基準</p>            | <p>①担当者としての書面について…事案の分析, 書面の構成, 法的知識等の観点から評価する。②出席などを含めた平常点…出席, 予習状況, 発言などを評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合は平常点を減点する。③学期末の期末試験…長文の事例問題に対して, 当事者としての主張などを検討, 展開してもらい論述問題とする。基礎的な概念, 判例や学説の理解ができていないか, 法的文書としての論理的整合性のある文書が作成できるか, 事案の特殊性に応じた論述ができていないかなどを中心に評価する。</p>   |
| <p>準備・事後学習についての具体的な指示</p> | <p>各授業において扱う事例について, 書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも, 自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。</p>   |
| <p>教科書・参考文献</p>           | <p>憲法の事例としては, 過去の司法試験問題を短くするなどの手を加えたものを用いる予定である。詳細は開講時に説明する。<br/>         行政法のテキスト: 曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第3版〕』(日本評論社, 2016年)</p> <p>参考文献<br/>         憲法: 小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』(尚学社, 2016年), 曾我部真裕他編『憲法論点教室第2版』(日本評論社, 2020年予定), 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』(日本評論社, 2013年), 宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』(日本評論社, 2014年), 渋谷秀樹『憲法起案演習 司法試験編』(弘文堂, 2017年), 大島義則『憲法ガール Remake Edition』(法律文化社, 2018年), 同『憲法ガールII』(法律文化社, 2018年)。<br/>         行政法: 北村和生ほか『事例から行政法を考える』(有斐閣, 2016年), 土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』(日本評論社, 2016年), 同『実戦演習行政法』(弘文堂, 2018年), 亘理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』(商事法務, 2015年), 原田大樹『演習行政法』(東京大学出版会, 2014年), 大島義則『行政法ガール』(法律文化社, 2014年), 同『行政法ガール2』(法律文化社, 2020年), 橋本博之『行政法解釈の基礎』(日本評論社, 2013年)</p> |
| <p>履修条件</p>               | <p>2年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと, 理解は難しい。</p>  |

## 5. 公法演習Ⅱ

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 公法演習Ⅱ ( コウホウエンシュウニ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 横田 守弘 ( ヨコタ モリヒロ )<br>吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ )<br>小原 清信 ( コハラ キヨノブ )   |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 火曜1限  |
| 講義の概要      | <p>この科目は、憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして、当事者・法律専門家としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。前期「公法演習Ⅰ」と比べて事例についてのより深い検討及びより実践的な文章作成を目的とするといつてよい。</p> <p>担当教員として、憲法及び行政法の研究者教員だけでなく、実務家教員が加わる。その点で、この科目は、憲法と行政法が交錯する問題を扱うだけではなく、理論と実務の架橋を図るという意義も持つ。</p> <p>なお、授業はすべて対面で行う予定であるが、本学における感染拡大警戒レベルⅣへの移行があるなど対面による授業ができない場合は、遠隔授業に移行する。その際は、Webex等を用い、「同時双方向」で実施する予定である。</p>   |
| 到達目標       | <p>この科目は、前期「公法演習Ⅰ」において獲得された能力（本学法科大学院の「養成する人材」のなかの②③が中心となる）をさらに深化させるものという位置づけになる（詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照）。3年前期までの公法系必修科目を履修してそれらの科目の目標に到達した者を対象とする。</p>   |
| 各回の授業内容    | <p>過去の司法試験論文式の問題の中から憲法・行政法それぞれ7つの事例問題を扱う。毎回指定された事例問題について、あらかじめ担当者が当事者としての主張や法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての見解（自らの見解を十分に展開する中で、必要に応じて、自らの見解と異なる立場にふれる形で論述する）を述べた書面を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。毎回担当教員3名が共同で授業を行うが、扱う事例は憲法と行政法を交互に1週間おきに扱っていく。各回の授業においては、担当教員3名のうち1名が司会者として進行を担当するとともに議論の内容をリードし、他の2名は適宜コメントを加えていく。</p> <p>詳細は開講時に改めて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 進め方の説明</li> <li>2. 憲法(1)平成26(2014)年度司法試験論文式公法第1問を基にした問題</li> <li>3. 行政法(1)平成27(2015)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>4. 憲法(2)令和元(2019)年度司法試験論文式公法第1問</li> <li>5. 行政法(2)平成28(2016)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>6. 憲法(3)平成30(2018)年度司法試験論文式公法第1問</li> <li>7. 行政法(3)平成29(2017)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>8. 憲法(4)令和2(2020)年度司法試験論文式公法第1問</li> <li>9. 行政法(4)平成30(2018)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>10. 憲法(5)平成28(2016)年度司法試験論文式公法第1問を基にした問題</li> <li>11. 行政法(5)令和元(2019)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>12. 憲法(6)平成29(2017)年度司法試験論文式公法第1問を基にした問題</li> <li>13. 行政法(6)令和2(2020)年度司法試験論文式公法第2問</li> <li>14. 憲法(7)令和3(2021)年度司法試験論文式公法第1問</li> <li>15. 行政法(7)令和3(2021)年度司法試験論文式公法第2問</li> </ol> |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 成績評価の方法            | 担当者としての授業時の書面提出について、憲法30点、行政法30点。平常点40点。以上を合計して100点満点で評価する。定期試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。正当な理由なく6回以上欠席した者は、成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また、開講期間中に正当な理由のない欠席が6回に達した者は、その時点で受講意思なきものとみなす。  |
| 成績評価の基準            | 授業時に提出される書面については、構成・事案分析・基礎知識という3つの角度から評価をする。毎回の授業後に担当教員3名が協議を行い、書面の内容を検討して評価内容を決定する。<br>平常点については、授業出席状況とともに積極的発言の有無など議論参加状況にも注目する。正当な理由なく授業を欠席した場合や、明らかに予習しないで授業に望んでいると思われる場合には減点する。   |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | 当然のことだが、担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるという主体性が必要である。予習せずただ1時間半座って何かを教えてもらおうと思っても、無駄な時間を過ごすだけであるし、予習をして臨んでいる受講者の迷惑になるだろう。司法試験論文式試験における出題趣旨及び「採点実感等に関する意見」・「採点実感」が言及する最高裁判例をしっかりと復習すること。  |
| 教科書・参考文献           | 憲法のテキスト：司法試験論文式公法第1問の過去問から7問を扱う。ただし、法令の制定に当たり助言を求められた法律家としての自らの見解を十分に展開する中で、必要に応じて、自らの見解と異なる立場にふれる形で論述をすることを求めるようにするために、過去問に手を加えることがある。<br>行政法のテキスト：司法試験論文式公法第2問の過去問から7問を扱う。<br>参考文献<br>憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社、2016年）、曾我部真裕他編『憲法論点教室第2版』（日本評論社、2020年）、駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社、2013年）、宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社、2014年）、渋谷秀樹『憲法起案演習 司法試験編』（弘文堂、2017年）、大島義則『憲法ガール Remake Edition』（法律文化社、2018年）、同『憲法ガールⅡ』（法律文化社、2018年）。<br>行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』（有斐閣、2016年）、土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』（日本評論社、2016年）、同『実戦演習行政法』（弘文堂、2018年）、亘理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』（商事法務、2015年）、原田大樹『演習行政法』（東京大学出版会、2014年）、大島義則『行政法ガール』（法律文化社、2014年）、同『行政法ガール2』（法律文化社、2020年）、橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評論社、2013年） |
| 履修条件               | 3年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得していること  |

## 6. 民事手続法

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 民事手続法 ( ミンジテツツキホウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 濱崎 録 ( ハマサキ フミ )   |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 4単位  |
| 授業時間       | 前期 水曜2限、金曜3限   |
| 講義の概要      | <p>1 本講義では、本学法科大学院が重視する法曹に必要な資質のうち、(2)および(3)の資質を涵養することを目的とする。民事訴訟で扱う紛争は、関係当事者間の利益あるいは権利の衝突によって生ずる。紛争において事案を的確に把握し、事実を認定し、結論を導き出すためには、民事訴訟の果たす機能を理解し、基本概念を修得することが不可欠である。</p> <p>2 そこで本講義では、上記の目的を達成するために①民事訴訟(第一審)の開始から判決確定までの手続の流れを理解すること、②上記①を踏まえたうえで、民事訴訟に関する基本的な原則および理論的な諸問題のうち、特に基礎的かつ重要なものを理解することを目指す。</p>  |
| 到達目標       | <p><u>判決手続全体のながれを正確に理解するとともに、重要な論点について議論状況を理解することを第1の目標とする。そのうえで、各論点についての自らの見解を形成し、説得的に述べることができるようになることを第2の目標とする。</u>以上の目標は、本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」のうち、第1の目標がおもに(2)の能力を備えること、第2の目標がおもに(3)の能力を備えることに寄与する。</p> <p>また、上記の目標を達成することが本学が重視する上記の各要素のうち(3)を備えるために開講される3年次の発展的科目における理解、議論につながることとなる。</p>   |
| 各回の授業内容    | <p>第1回 民事訴訟とそれ以外の紛争解決方式、民事訴訟全体のながれ、民事訴訟の法源、訴訟と非訟、法律上の争訟</p> <p>第2回 訴えの概念と類型 訴えの概念、訴えの類型、形式的形成訴訟</p> <p>第3回 訴訟要件と訴えの類型ごとの訴えの利益<br/>訴訟要件一般、継続的不法行為と将来給付の訴え、遺言無効確認の訴え</p> <p>第4回・5回 当事者<br/>①当事者概念・当事者の確定・当事者能力・訴訟能力、当事者確定の基準、法人でない社団の要件<br/>②代理人、法人の代表者と表見法理、当事者適格をめぐる議論、訴訟担当</p> <p>第6回 裁判所 管轄の種類、裁判所の除斥・忌避・回避、移送</p> <p>第7回・8回 訴え提起と処分権主義、訴え提起の効果<br/>①訴訟物論争、必要的記載事項、処分権主義の内容と根拠、損害賠償請求訴訟における訴訟物、一部請求後の残部請求の可否<br/>②相殺の抗弁、債権者代位訴訟と二重起訴禁止、時効中断、引換給付判決</p> <p>第9回 訴訟手続の進行と停止<br/>当事者主義と職権主義、付郵便送達、公示送達、補充送達、訴訟行為の追完</p> <p>第10回 口頭弁論の準備と口頭弁論<br/>争点整理手続、口頭弁論で採用されている諸原則、不熱心訴訟追行</p> <p>【中間テスト】</p> <p>第11回・12回 事案の解明 弁論主義と職権探知主義、弁論主義の根拠と内容、釈明権と釈明義務、法的観点指摘義務</p> <p>第13回 口頭弁論における当事者の訴訟行為<br/>訴訟手続に関する当事者の合意の性質、訴え提起と訴権の濫用、民事訴訟における信義則の発現</p> <p>第14回 証拠法の諸概念と証明を要しない事項</p> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>証拠方法の種類、証明と疎明、厳格な証明と自由な証明との違い、自白と自白の撤回、間接事実の自白、権利自白</p> <p>第 15 回・16 回 証拠による事実認定</p> <p>①自由心証主義の内容、違法収集証拠の証拠能力、証明責任の問題、客観的証明責任と主観的証明責任</p> <p>②要件事実、証明責任分配の修正や証明軽減法理、証明責任の転換、間接反証</p> <p>第 17 回・18 回 証拠調べ</p> <p>証拠の申出、唯一証拠の法理、承認義務、証言拒絶権、鑑定、専門訴訟、文書提出命令を中心とする書証をめぐる手続</p> <p>【中間テスト】</p> <p>第 19 回 当事者の訴訟行為による訴訟の終了</p> <p>訴え取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解について、訴訟上の和解の性質</p> <p>第 20 回～22 回 裁判、判決の効力、既判力の範囲</p> <p>①判決の種類、判決の確定と確定判決の効力、既判力の根拠、時的限界</p> <p>②判決理由中の判断の拘束力、争点効と信義則、確定判決の変更を求める訴え</p> <p>③相対性原則、既判力の拡張、反射効</p> <p>第 23 回 既判力類似の効力</p> <p>第 24 回 複数請求訴訟 訴えの併合、中間確認の訴えの意義、訴えの変更</p> <p>第 25～27 回 複数当事者訴訟</p> <p>①共同訴訟の種類、類似必要的共同訴訟をめぐる問題、固有必要的共同訴訟をめぐる問題、訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟、訴訟承継</p> <p>②補助参加の要件と手続、補助参加の利益の判断基準、争点ごとの補助参加、補助参加人の地位、補助参加と上訴、共同訴訟的補助参加、訴訟告知制度</p> <p>③権利主張参加と詐害防止参加、二重譲渡事例における権利主張参加、独立当事者参加と訴訟上の和解、債権者代位訴訟における債務者の独立当事者参加</p> <p>第 28 回～30 回 上訴および再審</p> <p>①上訴制度の目的、上訴の効果、控訴審の審理、附帯控訴の性質、控訴の利益不利益変更禁止の原則、上告理由と裁量上告、破棄判決の拘束力、許可抗告</p> <p>②再審制度、判決の騙取と再審事由、再審における原告適格</p> |
| <p>成績評価の方法</p>            | <p>中間テスト (2 割)、平常点 (2 割) および期末試験 (6 割) により評価する。中間テストは 2 回行い、成績評価に加える。平常点は、講義中の応答が積極的であるか、内容が的確かを各回 0.5 点を基本として評価する。さらに加点すべき発信には 30 回を通して 5 点まで加点する。</p> <p>なお、授業出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う (欠席は 1 回ごとに 1 点、遅刻は 0.5 点を平常点から減じる)。</p> <p>■民事手続法の中間試験代替措置について</p> <p>仮に学期中に、新型コロナウイルスの影響により、講義がオンラインでの実施となった場合には、中間試験に代替する措置として、教員が Web に掲示した事例問題について解答を作成し、期限までにメールに添付することにより提出する答案をもって評価する。提出された解答は 0.5 点刻みで採点し、1 回につき最大 10 点満点とする。</p>   |
| <p>成績評価の基準</p>            | <p>成績評価の基準は、各手続の趣旨・概念を理解できているか、重要な問題について議論状況と判例の立場を理解できているか、当該問題についての自らの導き出した結論を説得的、整合的に述べることができるかを中心とする。</p>   |
| <p>準備・事後学習についての具体的な指示</p> | <p>各回の講義予定レジュメ、参考文献は事前に Web 上に掲載するので、テキストの該当箇所をよく読み、レジュメの Q には自分なりの解答を用意して臨むこと。また『民事訴訟法判例百選 (第 5 版)』の該当部分を読むこと。</p>   |
| <p>教科書・参考文献</p>           | <p>教科書は、三木浩一ほか『民事訴訟法 (第 3 版)』(有斐閣、2018 年)と高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選 (第 5 版)』(有斐閣、2015 年)を使用する。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (上・第 2 版補訂版) (下・第 2 版補訂版)』(有斐閣、2013 年、2014 年)を必要に応じて参照することをお勧めする。</p>   |
| <p>履修条件</p>               | <p>民事訴訟法の理解には民法・会社法の知識が必要となるため、必要部分の科目の履修を前提とする。</p>  |

## 7. 民法演習 I

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 民法演習 I ( ミンポウエンシュウイチ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 宮崎 幹朗 ( ミヤザキ ヨシロウ )  |
| 配当年次       | 2 年次   |
| 単位         | 2 単位   |
| 授業時間       | 後期 月曜 2 限  |
| 講義の概要      | <p>債権法の基本的理解を前提として、この分野の主要裁判例を中心に分析・検討する。当事者の主張、裁判所による事実認定、それに対する法的判断をできるだけ客観的に把握できるように、第 1 審から最高裁まで、判例集の原典に沿って読み、その分析・検討を行う。</p> <p>演習に際しては、実体法の解釈学的視点および実務的視点を踏まえて、適切な指導を行い、理論と実務の効果的架橋を目指す。</p>   |
| 到達目標       | <p>(1) 債権法の基本的知識を使って、民事紛争のより適切な解決ができる。</p> <p>(2) 当事者の主張内容、裁判所的事实認定、それに対する法的判断の正確な把握・理解ができ、説明できる。</p> <p>(3) 裁判所の法的判断に対して、その当否を理論構成・事件の背景にまで立ち入って検討することができ、批判的な法解釈適用能力・法的思考力を発揮できる。</p>  |
| 各回の授業内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイダンス<br/>授業の進め方等の説明</li> <li>2 騙取金銭による弁済と不当利得<br/>最判昭和 49 年 9 月 26 日 (民集 28 卷 6 号 1243 頁)</li> <li>3 416 条と不法行為<br/>最判昭和 48 年 6 月 7 日 (民集 27 卷 6 号 681 頁)</li> <li>4 責任無能力者の法定監督義務者の責任<br/>最判平成 28 年 3 月 1 日 (民集 70 卷 3 号 681 頁)</li> <li>5 共同不法行為と過失相殺<br/>最判平成 13 年 3 月 13 日 (民集 55 卷 2 号 328 頁)</li> <li>6 事情変更の原則の要件<br/>最判平成 9 年 7 月 1 日 (民集 51 卷 6 号 2452 頁)</li> <li>7 借家明渡しと敷金返還債務の同時履行<br/>最判昭和 49 年 9 月 2 日 (民集 28 卷 6 号 1152 頁)</li> <li>8 複数契約上の債務不履行と契約解除<br/>最判平成 8 年 11 月 12 日 (民集 50 卷 10 号 2673 頁)</li> <li>9 手付と履行の着手<br/>最大判昭和 40 年 11 月 24 日 (民集 19 卷 8 号 2019 頁)</li> <li>1 0 不特定物の売買と瑕疵担保<br/>最判昭和 36 年 12 月 15 日 (民集 15 卷 11 号 2852 頁)</li> <li>1 1 瑕疵担保による損害賠償請求権の消滅時効<br/>最判平成 13 年 11 月 27 日 (民集 55 卷 6 号 1311 頁)</li> <li>1 2 信託関係破壊の法理<br/>最判平成 8 年 10 月 14 日 (民集 50 卷 9 号 2431 頁)</li> <li>1 3 他人名義の建物登記と借地権の対抗力<br/>最大判昭和 41 年 4 月 27 日 (民集 20 卷 4 号 870 頁)</li> <li>1 4 請負契約における所有権の帰属<br/>最判平成 5 年 10 月 19 日 (民集 47 卷 8 号 5061 頁)</li> <li>1 5 受任者の利益のためにも締結された委任の解除<br/>最判昭和 56 年 1 月 19 日 (民集 35 卷 1 号 1 頁)</li> </ol> |

民法演習 I

|                    |   |
|--------------------|---|
| 成績評価の方法            | <p>期末試験 7 割、授業で取り上げる判例の解説レジメ 2 割、授業での質疑応答等の発言 1 割の比重で評価する。期末試験は、2/3 以上の出席がなければ受験することができない。欠席 1 回につきマイナス 1 点。遅刻 1 回につきマイナス 0.5 点とする。なお、再試験は実施しない。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>期末試験では、主に以下の項目を評価対象とする。<br/>         立法趣旨を理解しているか。<br/>         基礎的概念を理解しているか。<br/>         問題の論点把握の正確さが身に付いているか。<br/>         判例及び学説を理解しているか。<br/>         論述の論理的整合性が身に付いているか。<br/>         具体的事例への適応能力はあるか。<br/>         また、平常点として、受講態度や質疑応答での対応や予習の状況の評価する。</p> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>判例研究を行うので、事前に指定判例を読んでくる必要がある。<br/>         余裕があれば、関連する判例評釈にも目を通しておくことが望ましい。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p><b>参考書：</b><br/>         潮見佳男『プラクティス民法 債権総論（第 5 版補訂）』信山社<br/>         潮見佳男『基本講義 債権各論 I・II（第 3 版）』新世社<br/>         窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 II 債権（第 8 版）』有斐閣</p>   |
| 履修条件               | <p>民法 I、II、IV を履修済みであること。</p>   |

## 8. 民法演習Ⅱ

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 民法演習Ⅱ ( ミンポウエンシュウニ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 多田 利隆 ( タダ トシタカ )<br>西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ )   |
| 履修年次       | 2年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間 (前期)  | 前期 火曜3限   |
| 講義の概要      | 物権法・担保物権法、及び、債権法中の責任財産保全制度の分野から、学習上重要と思われる論点を選んで、判例および仮設事例に即して検討を行う。質疑応答を重視して授業を進める。  |
| 到達目標       | <p>2年次に配当されている民法演習の科目は、1年次の講義科目で修得した基本的な知識や問題解決能力を、より深化させ、高度化することを目的としている。知識の幅を広げ質を高めるとともに、法的な問題解決能力を強化するということである。この「民法演習Ⅱ」では、物権法・担保物権法及び債権の責任財産保全制度の分野についてそれを行う。医師の養成になぞらえれば、判例を取り上げるのは症例研究に相当し、仮設事例を取り上げるのは模擬実践に相当するといつてよいであろう。</p> <p>参考までに、到達目標として修得すべき素養の主なものを掲げておく。</p> <p>〈判例演習〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 判例を注意深く読んで、第一審、第二審及び上告審における当事者の主張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できること。最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できること。</li> <li>② 判例を自分なりに分析し評価できること。たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変わるのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できること。</li> </ol> <p>〈設例演習〉</p> <p>法律問題を前にして、自分なりに法を適用して妥当な結論を導くという、実践的な問題解決のためのアプローチや処理ができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法的に意味のある事実をそれ以外の事実から識別して抽出できること。</li> <li>② 当該事案に含まれている法律問題と適用可能性のある規定(規範)を発見し、適用の可否及び適用に際して検討すべき問題点を正確に判断できること。</li> <li>③ 事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。</li> <li>④ 結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。</li> </ol> <p>〈両者に共通〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 実定法規、法原則、判例および学説についての、より深い理解にもとづいた正確な知識。</li> <li>② 適用条文の発見や双方の立場を踏まえた解釈論上の議論(主張一反論)を含む的確な条文操作ができる能力。</li> <li>③ 必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができる能力。</li> <li>④ 説得的で効果的な弁論や明晰で説得力のある法文書作成の能力。</li> <li>⑤ 生身の人間の営みに対する共感と豊かな人間性や正義感。紛争解決に法律家として携わることへの職業意識と倫理観。</li> </ol> |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>各回の授業内容</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 物権的請求権の相手方<br/>判例演習 最判平成6年2月8日民集48巻2号373頁<br/>参考判例 最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁</li> <li>3. 法律行為の取消と登記<br/>設例演習<br/>参考判例 最判昭和32年6月7日民集11巻6号999頁</li> <li>4. 時効取得と登記<br/>設例演習<br/>参考判例 最判昭和46年11月5日民集25巻8号1087頁、最判平成24年3月16日民集66巻5号2321頁</li> <li>5. 背信的悪意者排除の法理<br/>判例演習 最判平成8年10月29日民集50巻9号2506頁<br/>参考判例 最判平成10年2月13日民集52巻1号65頁、最判平成18年1月17日民集60巻1号27頁、最判平成25年2月26日民集67巻2号297頁</li> <li>6. 動産即時取得<br/>設例演習<br/>参考判例 最判平成12年6月7日民集54巻5号1737頁</li> <li>7. 占有をめぐる法律問題（占有権の承継、占有訴権、果実収取・費用償還等）<br/>設例演習</li> <li>8. 共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等）<br/>設例演習<br/>参考判例 最判平成10年2月26日民集52巻1号255頁、最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁</li> <li>9. 抵当権にもとづく明渡請求<br/>判例演習 最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁<br/>参考判例 最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁</li> <li>10. 抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡<br/>判例演習 最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁</li> <li>11. 法定地上権成立のための土地と建物の同一所有者要件<br/>判例演習 最判平成19・7・6民集61巻5号1940頁<br/>参考判例 最判平成2年1月22日民集44巻1号314頁</li> <li>12. 譲渡担保の法律構成と複数の動産譲渡担保間の関係<br/>判例演習 最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁</li> <li>13. 流動動産譲渡担保と物上代位<br/>判例演習 最判平成22年12月2日民集64巻8号1990頁<br/>参考判例 最判平成11年5月17日民集53巻5号863頁</li> <li>14. 債権者代位権 の転用<br/>判例演習 最判昭和50年3月6日民集29巻3号203頁<br/>参考判例 大判明治43年7月6日民録16輯537頁</li> </ol> |
|----------------|---|

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>15. 詐害行為取消権の要件と効果</p> <p>判例演習 最判昭和 53 年 10 月 5 日民集 32 卷 7 号 1332 頁</p> <p>参考判例 最大判昭和 36 年 7 月 19 日民集 15 卷 7 号 1875 頁</p> <p>※ 各回のテーマや取り上げる判例は、その後の判例の動向その他によって差し替えることもある。</p>  |
| 成績評価の方法            | <p>平常点と期末試験（筆記試験）の得点とを総合的に評価する。両者の比重は 50 : 50 とする。なお、出席が全体の 3 分の 2 に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。平常点については、授業中の発言や出席状況のほか、事後レポートの提出状況と内容を評価の対象とする（授業で取り上げたテーマから一つを選んで作成・提出すればよい）。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は 1 回につき 1 点、遅刻は 1 回につき 0.5 点を減点する。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>期末試験については、法規定および判例・学説の体系的で正確な理解がなされているか、具体的事例に即して問題点的な確かな把握と法規定の適用による妥当な結論への到達がなされているか、論理的で説得力のある文章作成がなされているか等に留意して評価を行う。授業中の発言については、予習状況を確認するほか、主に積極性を評価する。事後レポートについては、当該テーマについての正確な理解をふまえて自分なりの検討がなされているか否かを評価する。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>事前に TKC の教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。</p> <p>なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、積極的に、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力の一層のレベルアップに努めること。演習の授業を上手に利用して自学自習の中に組み入れてくれることを期待している。</p> |
| 教科書・参考文献           | 教科書等は特に指定しない。   |
| 履修条件               | 民法全体についてのひとつおりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。  |

## 9. 民法演習Ⅲ

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 民法演習Ⅲ ( ミンポウエンシュウサン )  |
| 担当教員名 (カナ) | 宮崎 幹朗 ( ミヤザキ ヨシロウ )<br>多田 利隆 ( タダ トシタカ )   |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 木曜2限  |
| 講義の概要      | 民法総則と家族法分野の、いくつかの重要論点について演習を行う。民法総則の分野については多田が、家族法の部分については宮崎が進行役を務めるが、毎回二人が出席して授業内容の発展・充実に努める。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、民法総則分野と家族法分野それぞれ1つずつ、事後レポートの提出を課題とする。   |
| 到達目標       | <p>「民法演習Ⅰ」～「民法演習Ⅲ」は、1年次の「民法Ⅰ」～「民法Ⅴ」の講義科目を通じて修得した知識や問題解決能力、議論・表現の能力等を、演習(ゼミナール)形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3年次の「民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」を「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、「民法演習Ⅰ～Ⅲ」の演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができる。「民法演習Ⅲ」は、その中で、民法総則と家族法の分野を扱う。</p> <p>この授業を通して、以下の項目を目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民法総則および親族・相続の分野の基礎的な知識を確認する。</li> <li>・ 実際の裁判例を素材にして、問題発見および解決能力の向上を図る。</li> <li>・ 実際の事例および判例を扱い、客観的に議論し、自分の考えを表現する能力を磨き、論理的な思考方法を身に着ける。</li> </ul>   |
| 各回の授業内容    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガイダンス</li> <li>2. 権利濫用禁止<br/>設例演習<br/>参考判例 最判平成9年7月1日民集51巻6号2251頁<br/>大判昭和10年10月5日民集14巻1965頁</li> <li>3. 94条2項の類推適用①<br/>判例演習 最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁<br/>参考判例 最判昭和48年6月28日民集27巻6号724頁</li> <li>4. 94条2項の類推適用②<br/>設例演習<br/>参考判例 最判平成18年2月23日民集60巻2号2546頁<br/>最判平成15年6月13日判時1831号99頁<br/>最判昭和43年10月17日民集22巻10号2188頁<br/>最判昭和45年6月2日民集24巻6号265頁<br/>最判昭和47年11月28日民集26巻9号1715頁</li> <li>5. 動機の錯誤<br/>判例演習 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁<br/>参考判例 東京高判平成3年3月14日判時1387号62頁<br/>最判平成14年7月11日判時1805号56頁</li> <li>6. 無権代理と相続<br/>判例演習 最判平成5年1月21日民集47巻1号265頁<br/>参考判例 最判昭和40年6月18日民集19巻4号986頁</li> <li>7. 表見代理<br/>設例演習</li> </ol> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>参考判例 最判昭和 45 年 7 月 28 日民集 24 卷 7 号 1203 頁<br/>最判昭和 51 年 6 月 25 日民集 30 卷 6 号 665 頁</p> <p>8. 賃借権の時効取得<br/>判例演習 最判昭和 62 年 6 月 5 日判時 1260 号 7 頁<br/>参考判例 最判昭和 43 年 10 月 8 日民集 22 卷 10 号 2145 頁</p> <p>9. 日常家事債務の連帯責任<br/>判例演習 最判昭和 44 年 12 月 18 日民集 23 卷 12 号 2476 頁</p> <p>10. 有責配偶者からの離婚請求<br/>判例演習 最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 卷 6 号 1423 頁</p> <p>11. 財産分与と詐害行為取消権<br/>判例演習 最判平成 12 年 3 月 9 日民集 54 卷 3 号 1013 頁<br/>最判昭和 58 年 12 月 19 日民集 37 卷 10 号 1532 頁</p> <p>12. 親権者の利益相反行為<br/>判例演習 最判平成 4 年 12 月 10 日民集 46 卷 9 号 2727 頁<br/>参考判例 最判昭和 43 年 10 月 18 日民集 22 卷 10 号 2172 頁</p> <p>13. 相続の承認・放棄の熟慮期間の起算点<br/>判例演習 最判昭和 59 年 4 月 27 日民集 38 卷 6 号 698 頁</p> <p>14. 預金債権の相続と分割<br/>判例演習 最大決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁<br/>最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 卷 4 号 819 頁</p> <p>15. 遺贈と登記<br/>判例演習 最判昭和 39 年 3 月 6 日民集 18 卷 3 号 437 頁<br/>最判昭和 46 年 11 月 16 日民集 25 卷 8 号 1182 頁</p> |
| 成績評価の方法            | <p>発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況、課題である事後レポートへの取り組み等を平常点として評価の対象とし、さらに、期末試験（筆記試験）の結果と合わせて総合的に評価する。</p> <p>平常点と期末試験の比重は半々とする。</p> <p>発言や質疑応答については、まず積極性に留意して評価する。特に秀逸な発言、議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているという理由で減点することはない。事後レポートについては、論点の把握、判例・学説の理解、文章の論理的整合性などの文章作成能力に重点を置いて評価する。授業での発言、質疑応答、事後レポートへの取り組みを総合的に判断し、50 点満点で評価する。</p> <p>出欠については、全部の回に出席することを前提とし、欠席は 1 回につき 1 点、遅刻は 1 回につき 0.5 点減点する。</p> <p>期末試験については、総則分野と家族法分野からそれぞれ大問 1 問ずつ出題し、それぞれ 50 点満点で採点した上で、50 点に換算する。</p> <p>なお、出席が全体の 3 分の 2 に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>期末試験および事後レポートについては、主に以下の点を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的概念を理解しているか。</li> <li>・ 正確な知識や理解が身についているか。</li> <li>・ 問題の論点把握の正確さが身についているか。</li> <li>・ 判例及び学説を理解しているか。</li> <li>・ 論述の理論的整合性が身についているか。</li> </ul> <p>平常点については、授業における事案の説明、質疑応答などの発言や受講態度を総合的に判断する。</p>   |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>総則分野について</p> <p>事前に TKC の教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力のレベルアップにも努めること。演習の授業を、上手に利用して自学自習の中に取り組みんでくれることを</p>   |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>期待している。<br/>         家族法分野について<br/>         予習ペーパーを事前に配布するので、それに沿って事前の学習を進めてください。<br/>         該当判例および参考判例について、事前に読んで、事実関係、第一審から上告審までの裁判所の判断の変化をきちんと把握しておくようにしてください。また、授業がその場限りのものにならないように、教科書等でポイントとなる点をあらかじめ確認しておき、授業後に自分なりに論点を整理し、まとめておくように心がけてください。</p> |
| 教科書・参考文献 | <p>教科書等は特に指定しない。<br/>         授業の際の該当判例は、コピーして配布する。</p>  |
| 履修条件     | <p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修しており、基本的な知識と基礎的な法的思考能力を備えていること。</p>   |

## 10. 商法演習

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 商法演習 ( ショウホウエンシュウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 横尾 亘 ( ヨコオ ワタル )   |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 金曜3限  |
| 講義の概要      | 商法演習で勉強する範囲は主として会社法分野全般となる(必要な限りで商法総則・手形法なども含まれる)。テキストにある各クエスチョンに対する解答を準備して答えてもらう形で講義を進める。それらを踏まえて自分なりの答案を作成してもらえれば、商法OHの時間または個別に時間をとってコメントしたい。  |
| 到達目標       | 1年次の「商法I」等で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、法も不完全であることを理解させ、また、会社法における正義とは何か、合理主義と正義との関係とを考える緒口を与えたい。さらに、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を尊重して理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが、副次的な目的である。   |
| 各回の授業内容    | <p>下記テキストの第1部「紛争解決編」(第1回～第11回)および第2部「紛争予防編」(第12回～第15回)の設例順に概ね進行する予定であるが、受講者との協議のうえ決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 多額の借財と利益相反取引(前年度定期試験の復習)</li> <li>2. 取締役の報酬(第1部[以下同じ]5-1、5-2)</li> <li>3. 取締役の報酬(5-3、5-4)</li> <li>4. 違法な募集株式の発行(8-1、8-2)</li> <li>5. 違法な募集株式の発行、設立(8-3、9-1)</li> <li>6. 設立(9-2、9-3)</li> <li>7. 設立、株主代表訴訟(9-4、10-1)</li> <li>8. 株主代表訴訟(10-2、10-3)</li> <li>9. 監査役、会計監査人、計算(11-1、11-2)</li> <li>10. 監査役、会計監査人、計算、会社法総則(11-3、12-1)</li> <li>11. 会社法総則(12-2)</li> <li>12. 合併(第2部[以下同じ]10-1、10-2)</li> <li>13. 株主総会の運営(第2部6-1、6-2)</li> <li>14. 株主総会の運営(第2部6-3、)</li> <li>15. 会社分割(第2部11-2、11-3)</li> </ol> |
| 成績評価の方法    | 平常点(15点)と期末試験(85点)の合計で評価する。欠席は1回につき平常点から1点、遅刻は1回につき平常点から0.5点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の応答・発言の内容、および授業に取り組む姿勢・態度・熱意が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優れた意見を述べた場合等は加点することがある。なお、再試験については行わない。   |
| 成績評価の基準    | ①会社法分野において重要な論点を把握し理解しているかどうか、②事例問題を読み、そこに含まれる会社法上の問題点を指摘できるかどうか、が基準となる。   |

## 商法演習

|                    |   |
|--------------------|---|
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | 全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、1年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定せず、毎回の授業で参加者全員にまんべんなく質問する。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。 |
| 教科書・参考文献           | 前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第3版]』（2016年、有斐閣、3000円＋税）を使用する。参考文献はテキスト掲載のもの、および、各種コンメンタール（商事法務、中央経済社、日本評論社）が参考になる。  |
| 履修条件               | 「商法Ⅰ」（1年次）の単位を修得していることを原則とする。   |

## 11. 民事手続法演習

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 民事手続法演習 ( ミンジテツヅキホウエンシュウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 濱崎 録 ( ハマサキ フミ )<br>西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )   |
| 履修年次       | 2年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 後期 火曜日 2限   |
| 講義の概要      | <p>本演習では、民事手続法の講義によって得た民訴法についての基本的な理解を確認しながら、民訴理論上の諸問題についての理解をさらに確かなものとするを目的とする。そのため、毎回のテーマについて、関連する論点についての判例をもとに教員からの質問に答えるかたちで検討し、議論を行う。この内容は、本学が重視する法曹に必要な4つの要素のうち(2)の能力を涵養することに役立つ。</p> <p>本演習では、各回のテーマと関連する判例を複数検討・討論することを通して、基本概念を多角的に理解することを目指す。このことにより、民事訴訟の基本概念が具体的にどのような問題として発現するかを理解することができるとともに、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げ、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、問題発見、分析能力を養うことができる。これは、本学が重視する法曹に必要な4つの要素の(3)の能力を涵養することに通じる。</p> <p>演習の進め方は、各回のテーマごとにあらかじめ複数の判例を提示し、これに関連する補足質問を予め示しておくので、参加者は、これらをもとに予習しておくことが求められる。特に、判例の事案の概要、判旨を読んだうえで、各判例がこれまで学んできた基本的知識とどのように関係する判例なのかを考えたうえで授業に臨むことが大切である。</p>   |
| 到達目標       | 判例演習により民訴法の重要問題について概念および判例の理解の定着を図る。また、自らの見解を説得的に展開できるようになることを目指す。  |
| 各回の授業内容    | <p>第1回 条件付法律関係と将来の権利関係の確認【□内は百選の事件番号】<br/>最判平成11・1・21民集53巻1号1頁〔27〕／最判平成16・3・25民集58巻3号753頁〔29〕／東京地判平成19・3・26判時1965号3頁〔28〕</p> <p>第2回 遺産確認の訴えと具体的相続分確認の訴え<br/>最判昭和47年2月15日民集26巻1号30頁〔23〕／最判昭和61年3月13日民集40巻2号389頁〔24〕／最判平成12年2月24日民集54巻2号523頁〔25〕／最判平成11年6月11日判時1685号36頁〔26〕</p> <p>第3回 将来給付の訴えと将来の損害賠償請求<br/>最判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁〔22〕／最判平24・12・21判時2175号20頁／最判昭和63年3月31日判時1277号122頁</p> <p>第4回 権利能力なき社団の当事者適格<br/>最判昭和42年10月19日民集21巻10号19頁〔8〕／最判平成6年5月31日民集48巻4号1065頁〔11〕／最判平成26年2月27日民集68巻2号192頁〔10〕</p> <p>第5回 一部請求<br/>最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁〔80〕／最判昭和32年6月7日民集11巻6号948頁〔81〕／最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁〔74〕／最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁〔82〕</p> <p>第6回 重複訴訟<br/>大阪高判昭和62年7月16日判時1258号130頁〔37〕／最判平成3年12月17日民集45巻9号1435頁〔38①〕／最判平成10年6月30日民集52巻4号1225頁〔38②〕／最判平成18年4月14日民集60巻4号1497頁〔A11〕／最判平成16年3月25日民集58巻3号753頁〔29〕</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>第7回 当事者からの主張の要否<br/>最判昭和55年2月7日民集34巻2号123頁〔46〕／最判昭和33年7月8日民集12巻11号1740頁〔47〕／最判昭和36年4月27日民集15巻4号901頁〔48〕／大判大5年12月23日民録22巻2480頁〔49〕</p> <p>第8回 弁論主義<br/>最判平成9年7月17日判時1614号72頁〔50〕／最判昭和27年11月27日民集6巻10号1062頁〔51〕／最判昭和41年9月22日民集20巻7号1392頁〔54〕／最判昭和30年7月5日民集9巻9号985頁〔55〕／大判大4・9・29民録21巻1520頁〔56〕</p> <p>第9回 既判力とその周辺法理<br/>最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁〔82〕／最判昭和61年7月17日民集40巻5号941頁〔83〕／最判昭和44年6月24日民集判時569号48頁〔84〕／最判昭和51年9月30日民集30巻8号799頁〔79〕／最判昭和49年4月26日民集28巻3号503頁〔85〕</p> <p>第10回 控訴の利益<br/>最判昭和31年4月3日民集10巻4号297頁〔110〕／名古屋高金沢支判平成元年1月30日判時1308号125頁〔A37〕</p> <p>第11回 不利益変更禁止の原則<br/>最判昭和58年3月22日判時1074号55頁〔111〕／最判昭和61年9月4日判時1215号47頁〔112〕／最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁〔113〕／最判昭和32年2月28日民集11巻2号374頁〔33〕</p> <p>第12回 独立当事者参加<br/>最判平成6年9月27日判時1513号111頁〔105〕／仙台高判昭和55年5月30日判タ419号112頁〔107〕／最判昭和48年7月20日民集27巻7号863頁〔106〕／最判昭和48年4月24日民集27巻3号596頁〔108〕</p> <p>第13回 固有必要的共同訴訟の成否<br/>最判平成15年7月11日民集57巻7号787頁〔98〕／最判昭和43年3月15日民集22巻607頁〔99〕／最判平成元年3月28日民集43巻3号167頁〔100〕／最判平成20年7月17日民集62巻7号1994頁〔97〕</p> <p>第14回 訴訟承継<br/>最判昭和48年6月21日民集27巻6号712頁〔87〕／最判昭和41年3月22日民集20巻3号484頁〔109〕／東京高判昭和54年9月28日下民集30巻9-12号443頁〔A36〕</p> <p>第15回 補助参加と訴訟告知<br/>東京高決平成20年4月30日判時2005号16頁〔102〕／最判昭和45年10月22日民集24巻11号1583頁〔103〕／最判平成14年1月22日判時1776号67頁〔104〕</p> |
| 成績評価の方法            | 平常点（40点）と期末試験（60点）により評価する。  |
| 成績評価の基準            | <p>平常点は、予習内容および演習中の教員からの質疑に対する解答の内容によって評価する。なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う（欠席は1回ごとに平常点から1点、遅刻は0.5点減じる）。</p> <p>期末試験は、事案を読んで、民事訴訟法におけるどのような論点が問題となるものか適切に判断できるか、民事訴訟法の基本的な概念を判例と関連付けて理解できているか、自己の見解を明示したうえで、その理由づけを論理的に示すことができるかを基準として評価する。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | 受講者は、各判例の内容を理解して議論に臨むこと。また、テーマに関する議論状況や判例の意義をまとめておくことが効果的である。さらに、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・下第2版補訂版）』（有斐閣、2013、2014）を読むことも大変効果的である。   |
| 教科書・参考文献           | 特に教科書は指定しないが、長谷部由起子ほか編『基礎演習民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2014年）、勅使河原和彦『読解民事訴訟法』（有斐閣、2013、2014）などが有効である。   |
| 履修条件               | 民事手続法を履修していること。   |

## 12. 民事法総合演習 I

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 民事法総合演習 I ( ミンジホウソウゴウエンシュウイチ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 濱崎 録 ( ハマサキ フミ ) 長倉 忍 ( ナガクラ シノブ )<br>横尾 亘 ( ヨコオ ワタル ) 多田 利隆 ( タダ トシタカ )<br>吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ )  |
| 履修年次       | 3年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 前期 水曜 3限  |
| 講義の概要      | <p>3年次前期までに修得した、民法・商法・民事特別法等(特に民法)の民事法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・人事訴訟法・家事事件手続法等(特に民事訴訟法)の手続法とが、有機的に関連し合っ<br/>て、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、こ<br/>れらの諸法を適用し使いこなして具体的紛争を解決するという、法律家としての能<br/>力練成の総仕上げを行う。</p> <p>とくに、上記の具体的紛争解決等に際し、訴訟物を的確に把握すること、および同<br/>訴訟物を要件事実により事案を整理することが必要不可欠(大前提)であることを理<br/>解し、これを意識的に訓練することを行う。</p>   |
| 到達目標       | <p>事例問題について即日起案を行い、あるいは演習の中で議論を行う。①具体的な問<br/>題に対して、法的に意味のある事実を正確に把握し、これに対して有用な法律を適用<br/>すること、②適用に当たっては、説得的な解釈、経験則に乗っ取ったあてはめを行う<br/>こと、以上の2つを(時間と資料の)物理的制約の中でできるようになることが本講<br/>義の大きな目標である。</p> <p>本授業への積極的かつ真摯な参加により、妥当な結論を導く能力、バランス感覚、<br/>答案作成にあたっての時間配分などについても身に付けることができるものと考え<br/>ている。</p> <p>本授業に真摯に取り組むことにより、本学が「養成する人材」として重視している<br/>4つの要素が、実際に具体的に涵養され発揮されるものである。</p>  |
| 各回の授業内容    | <p>授業は前半(①4月7日～⑧6月9日)と後半(⑨6月16日～⑮7月28日)に分<br/>かれる。前半(①4月7日～⑧6月9日)は、比較的近時の判例や現実に実務家教員<br/>等が体験した事件等を基礎として作成したオリジナルの事例問題等につきあらかじめ<br/>答案を作成した上で、問答方式・ディスカッション方式により講義を進めていく。<br/>その際、研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に<br/>臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプ<br/>ローチを試みる。</p> <p>上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設例を素<br/>材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、及びこれらの<br/>思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法<br/>的手続、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前<br/>に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総<br/>合的な能力獲得のための訓練を行う。</p> <p>具体的には以下のような方法を取る。</p> <p>I. 授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成<br/>る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出<br/>する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業にお<br/>いて解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返<br/>却し(同添削作業には、本授業のTAである平嶋瑠理弁護士も関与する)、良くでき<br/>たものがあれば、同意を得た上で「参考答案」としてコピーして一同に配布するこ<br/>ともある。同添削終了後、例えば多くの学生が間違えた点など注意を喚起したいこ<br/>とがあれば、それらを記載したものを配布する。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>II. 事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせで行う。</p> <p>(1) 授業の場で事例形式の問題文を配付して、これについての解答を時間内に考え、その後、これについて適宜教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法</p> <p>(2) 検討課題や事例問題等を予め出題し、これについて学生各自が解答準備や答案作成の上、授業（解説解答や演習を行う）に臨む方法</p> <p>(3) ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法</p> <p>(4) その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのディスカッション等を行う。</p> <p>III. 「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも1回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては2回以上に亘って討議や検討を行うこともある。</p> <p>各回の内容は以下の通りである。ただし、事例問題を検討してもらう主たる目的として、初見の事例へのアプローチを学ぶということがあるため、出題範囲の詳細についてはあえて事前に示さないものとし、また、分野の変更もありうることを了解願いたい。</p> <p>①4月7日 民法（総則、物権法）から事例問題を出題、事前に答案を提出してもらい、議論、解説等を行う（以下、分野以外は同じ）。</p> <p>②4月14日 民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題</p> <p>③4月21日 民法（総則、物権法）から事例問題を出題</p> <p>④4月28日 民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題<br/>[5/5 休・5/12 金曜授業日]</p> <p>⑤5月19日 民法（債権法）から事例問題を出題</p> <p>⑥5月26日 民事手続法（民事実体法含む）から事例問題を出題</p> <p>⑦6月2日 民法（債権、親族相続法）から事例問題を出題</p> <p>⑧6月9日 中間試験（民法、民事手続法）及び解説</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、対面式ではなく、オンライン方式により授業、中間試験を実施することもありうる。</p> <p>後半（⑨6月16日～⑮7月28日）は、商法・会社法と民事訴訟法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題の事例を題材とする。受講生は指定された実際の事件や設例を多角的に分析し、的確に論点を抽出したうえで、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。</p> <p>具体的には以下のような内容で行う。</p> <p>⑨6月16日 株主総会の瑕疵をめぐる問題（『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ』第7問〔事前に配布予定〕）</p> <p>⑩6月23日 共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継（演習講座第8問〔事前に配布予定〕）</p> <p>⑪6月30日 本年度司法試験問題（商法）を教材として使用する予定である。</p> <p>⑫7月7日 法人格否認の法理（事前に配布予定）</p> <p>⑬7月14日 平成20年司法試験民事系第2問（会社法と民訴法の複合問題）を題材とする。</p> <p>⑭7月21日 平成27年司法試験民事系第3問を題材とする。</p> <p>⑮7月28日 平成28年司法試験民事系第3問を題材とする。</p> |
| <p>成績評価の方法</p> | <p>前半（50点）と後半（50点）で評価する。</p> <p>前半の内容は、中間試験（50点）で評価する。後半の内容は、平常点（10点）、期末試験（40点）の比重で評価する。各試験において、実体法と手続法の問題を出す。その比重は1:1とする。後半は、いわゆる出席点をつけるものではないが、積極的に授業に参加できていることが、プラスに評価されること、反対に、出席状況が悪い場合、マイナスに作用することがある。</p> <p>本授業への出席が3分の2に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 成績評価の基準            | <p>前半の中間試験は、具体的な事例における事実関係を正確に把握し、問いを踏まえ、これに答えるために必要となる法的構成、法律要件を的確に示し、必要に応じて解釈を行い、事実については適宜、経験則も使いあてはめを行い、結論を導くことができているかどうかを基準として評価する。</p> <p>後半の期末試験は、複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかどうかを成績評価の基準となる。平常点は、質疑応答の発言内容を評価基準とする。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>必要に応じ、授業前または授業中に、適宜指示する。</p> <p>一般論として、当該具体的事案の適正な法的解決を図ること（法律構成の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。</p> <p>前半の授業では、あらかじめ出題される事例問題を解いて答案を提出してもらい、かつ、同問題の議論、解説講義までに検討してきてもらうことが認められる。</p> <p>後半の授業では、事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみるのが有益である。</p> |
| 教科書・参考文献           | <p>前半の講義では、特に指定しないが、各自がこれまで学習してきた民法および民事手続法に関する基本書をしっかり復習しておくことよい。</p> <p>後半の授業では、飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、『基礎演習民事訴訟法（第3版）』（弘文堂、2018年）を利用する回があるが、題材として使用する回には、これらのコピーをあらかじめ配布する。</p>   |
| 履修条件               | <p>1年次、2年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。</p> <p>また、民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。</p>  |

## 13. 民事法総合演習Ⅱ

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 民事法総合演習Ⅱ ( ミンジホウソウゴウエンシュウニ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 濱崎 録 ( ハマサキ フミ ) 長倉 忍 ( ナガクラ シノブ )<br>横尾 亘 ( ヨコオ ワタル ) 多田 利隆 ( タダ トシタカ )<br>吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ )   |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 水曜3限  |
| 講義の概要      | 本授業は、前半(①9月22日～⑧11月17日)と後半(⑨11月24日～⑮1月19日)に分かれる。前半は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。<br>後半は、民法と民事手続法についての(法的論点が)高度かつ(事案として)複雑な問題検討を通じて、事実を読み取る力や法的な思考力をさらに高めることを狙いとしている。   |
| 到達目標       | 上記のような議論を通じて、いろいろなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。   |
| 各回の授業内容    | <p><b>【授業の方法】</b></p> <p>1 前半について<br/>授業の前半(①9月22日～⑧11月17日)は、下記「各回の授業内容」欄に記載した予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。また、題材とする判例や関連する事案を読んで書面を作成することにより、問題点の理解を深めると共に、法律実務家として文書作成能力の向上も目指す。<br/>なお、第8回(11月17日)は中間試験およびその解説を行う。</p> <p>2 後半について<br/>後半の授業は、民事法総合演習Ⅰと同じく、民法および民事手続法の全分野についてあらかじめ出題される事例問題を解き、答案を提出してもらった上で、授業の中でこれについて議論、解説を行う。答案の添削についても、民事法総合演習Ⅰ同様、実務家である平嶋瑠理弁護士に手伝ってもらおう予定としている。</p> <p><b>【各回の内容】</b></p> <p>① 9月22日 株主権の濫用(飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』第10問)</p> <p>② 9月29日 募集新株予約権の発行と差止め(後掲『事例会社法』・事例14)</p> <p>③ 10月6日 吸収合併と差止め(事例会社法・事例5)</p> <p>④ 10月13日 全部取得条項付種類株式(事例会社法・事例22)</p> <p>⑤ 10月20日 類似必要的共同訴訟(事前に事例問題配布予定)</p> <p>⑥ 10月27日 平成25年司法試験民事系第3問を題材とする</p> <p>⑦ 11月10日 平成24年司法試験民事系第3問を題材とする。</p> <p>⑧ 11月17日は中間試験(前半の試験)と解説を実施する予定である。(以上前半)<br/>*なお新型コロナウイルスの感染拡大により予定通りの中間試験の実施が難しい場合には、形式を若干変更の上、実施する。その場合は、事前に掲示等を行う。</p> <p>⑨11月24日 民法(総則、物権法)から事例問題出題、問題解説<br/>(以下、科目以外は同じ)</p> <p>⑩12月1日 民事手続法(民事実体法含む)</p> <p>⑪12月8日 民法(債権法)</p> <p>⑫12月15日 民事手続法(民事実体法含む)</p> <p>⑬12月22日 民法(債権法)</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>⑭ 1月12日 民事手続法（民事実体法含む）</p> <p>⑮ 1月19日 民法（債権法、親族相続）</p>  |
| 成績評価の方法            | <p>前半（50点）、後半（50点）によって評価する。</p> <p>前半は、平常点（10点）、中間試験（40点）の比重で評価する。後半は、期末試験（50点）とする。なお、出席が3分の2に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。また、前述のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>前半の中間試験は、複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかどうかで成績評価の基準となる。平常点は、質疑応答の発言内容を評価基準とする。</p> <p>後半は、事案を正確に読み取り、これについて考える法的構成を示した上で、あてはめることができているならば、出題者が想定した解答でなくとも相応の評価が与えられる。反対に、たとえ結論としては妥当であったとしても、事案の読取が不正確であり、あるいは法的思考がされていないなどの答えは、評価が低くなることを肝に銘じておきたい。</p> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事前学習としては自分で答案を実際に作成してみることが有益である。また、受講者は、指定されている問題について書面を作成したうえで、あらかじめ判例が指定されている場合には、その事実関係、判旨および当該判例の意義を確認しておくことが求められる。事後学習では、講義中の討論を踏まえて、事前に作成した書面について、再度作成しなおすことが有益である。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>教科書：授業の前半では、商法分野で利用する飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、および、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第2版）』（有斐閣、2015年）のほか、教科書は特に指定しない。</p> <p>民事手続法および民事手続法演習で用いた各自の基本書を使用する。そのほかの文献については、各テーマに沿って、授業中に紹介する。</p> <p>後半については、特に指定はしないが、これまで学習するにあたって使用してきた基本書を今一度丁寧に読み込んでおいてもらいたい。</p>     |
| 履修条件               | <p>民法演習、商法演習、民事手続法、民事手続法演習を履修済みであること。</p>  |

## 14. 刑事手続法

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事手続法 ( ケイジテツヅキホウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 小山 雅亀 ( コヤマ マサキ )  |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 4単位  |
| 授業時間       | 前期 水曜1限、金曜1限   |
| 講義の概要      | <p>実体刑法についての十分な理解を前提にして、実体刑法の具体的実現をはかる手続を規定する刑事訴訟法(「形式的意味での刑事訴訟法」ではなく「実質的意味の刑事訴訟法」を意味する)を——学生の積極的参加(双方向性)をも前提としつつ——講義する。</p> <p>本講義は、下記の「各回ごとの授業内容」に示した所からも明らかなように、おおむね刑事手続の進行に合わせて、講義を進めていく予定である(講義のより詳細な内容については、配布するレジュメを参照)。ただし、各回の講義内容については、授業の進行に応じて変更することがある。</p>  |
| 到達目標       | <p>本学の「養成する人材」の(2)「さまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」の養成を主たる目的とし、とくに刑事手続の分野における正確な法律知識および(主として判例の読解を通して)事案に対する法的判断能力の養成を目指す。さらに、副次的ではあるが、新しい問題をも取り上げることによって上記「養成する人材」の(3)の紛争解決能力や同(4)応用力や創造力のための基礎的素養の養成をも目的とする。</p>   |
| 各回の授業内容    | <p>以下では、各回におけるテキストの該当ページを示すとともに、関係する判例を主として判例百選から指定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>刑事訴訟法概説<br/>刑事訴訟法の歴史的概観と全体像理解を目的とする。<br/>テキスト pp1～35 参照</li> <li>捜査総論・捜査の原則<br/>捜査の意義・原則の理解を目的とする。<br/>とくに令状主義、強制処分法定主義との関係で、任意捜査と強制捜査の区分について正確な理解の獲得を目的とする。<br/>テキスト pp. 36～46、百選 1、6、8、29 事件、争点 21 参照</li> <li>捜査各論 1 (新しい捜査方法と捜査の端緒)<br/>刑訴法が必ずしも予定しなかった新しい捜査方法(とくにおとり捜査)および捜査の端緒(とくに職務質問・自動車検問)に関する諸問題の理解を目的とする。<br/>テキスト pp. 46～68、百選 2～4、10、A1 事件参照。</li> <li>捜査各論 2 (对人的強制処分総論)<br/>逮捕と勾留に関する基本的な知識の修得を目的とする。<br/>テキスト pp. 68～81、百選 11～14 事件参照。</li> <li>捜査各論 3 (对人的強制処分各論)<br/>逮捕と勾留をめぐる諸問題について正確な知識の修得を目的とする。<br/>とくに「別件逮捕」と余罪取調べの関係については、複雑な議論が存するので、その点についての正確な理解を目的とする。<br/>テキスト pp. 81～84、百選 15～17 事件参照。</li> </ol> |

6. 捜査各論 4 (対物的強制処分総論 1)  
対物的強制処分の全体像と令状による捜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 84～93、百選 18～22、A4～5 事件参照。
7. 捜査各論 5 (対物的強制処分総論 2)  
令状の具体的な執行手続と令状によらない捜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 93～95、百選 23～26、32、A6～7 事件参照。
8. 捜査各論 6 (対物的強制処分各論 1)  
検証・鑑定に関する基本的な知識の修得とともに、新しく生じてきた科学的捜査に関する正確な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 95～121、百選 27～31、A8 事件参照。
9. 捜査各論 7 (供述証拠の収集)  
被疑者およびその他の者からの供述証拠の収集手続に関する基本的な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 121～137、百選 5～7、16 事件参照。
10. 被疑者の防御権総論  
捜査段階における被疑者の防御権に関する基本的な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 138～149、百選 36、A9～A10 事件参照。
11. 被疑者の防御権各論  
主として、弁護人の援助を受ける権利をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。捜査の終結についても概観する。  
テキスト pp. 150～159、百選 33～35、A11～12、16 事件参照。
12. 公訴総論  
公訴に関する諸原則と合意・刑事免責手続及び不起訴処分の審査についての基本的な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 160～191、百選 66 事件参照。  
なお、テキスト第 1 章および第 2 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。
13. 公訴各論 (1)  
公訴権と訴訟条件をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 191～209、百選 37～38、41～42、A13、15 事件参照。
14. 公訴各論 (2)  
訴訟行為に関する基本的な知識を習得するとともに、公訴の提起に関する正確な知識の修得を目的とする。  
テキスト pp. 209～221、百選 39、97 事件参照。
15. 公訴各論 (3)  
起訴状の記載をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。  
また、簡易裁判手続に関する基本的な知識の修得をも目的とする。  
テキスト pp. 221～236、百選 43～44、50、A17 事件参照。
16. これまでの復習とまとめ  
テキスト第 1 章から第 3 章までを振り返るとともに、この分野についてのテスト及び解説を行う。
17. 公判総論  
起訴後の手続(公判手続)の概略と諸原則に関する基本的な知識の修得を目的

|  |  |
|--|--|
|  | <p>とする。<br/>         テキスト pp. 237～267、百選 52、55～56 事件参照。<br/>         なお、テキスト第 3 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。</p> <p>18. 公判手続各論(1)<br/>         公判の諸原則および公判の準備手続に関する、また公判前整理手続の概要に関する基本的な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 267～291、百選 50～53 事件、A29～30 事件参照。</p> <p>19. 公判手続各論(2)<br/>         公判前整理手続をめぐる諸問題の正確な理解とともに、多様な形態の公判手続とくに裁判員裁判の概要についての基本的な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 291～333(次回分を除く)、百選 54～59 事件参照。</p> <p>20. 公判手続各論(3)<br/>         テキストと順序は異なるが、証拠調べ手続についての基本的な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 311～320、377～390、百選 66～69 事件、A30 事件参照。</p> <p>21. 公判手続各論(4)<br/>         通常の公判手続の変形としての簡易公判手続、裁判員に参加する公判手続をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 320～333、百選 49、59 事件参照。</p> <p>22. 審判対象論(1)<br/>         審判対象の意味と全体像の基本的な理解を得たうえで、訴因変更の要否に関する正確な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp.333～342、百選 43～45、A18～20 事件参照。</p> <p>23. 審判対象論(2)<br/>         訴因変更の空間的・時期的限界、訴因変更命令についての正確な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp.342～362、百選 46～48、A14、21～24 事件参照。</p> <p>24. 証拠法概論<br/>         証拠法の意味と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp.363～377、百選 60～61、A32 事件参照。<br/>         テキスト第 4 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p> <p>25. 証拠法各論(1) (証拠の許容性)<br/>         証拠能力に関する考え方の基本について理解したうえで、違法収集証拠排除法則の基本と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 390～404、百選 62、90～92 事件参照。</p> <p>26. 証拠法各論(2) (自白法則の基本)<br/>         自白法則の全体像についての基本的な知識の修得と自白の証拠能力めぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 405～412、百選 70～74、A33 事件参照。</p> <p>27. 証拠法各論(3) (自白法則と伝聞証拠の意味)<br/>         前講で検討できなかった自白法則をめぐる諸問題についての正確な知識の修得および伝聞法則の基本的知識の修得を目的とする。<br/>         テキスト pp. 412～423、百選 75～79、A34～35 事件参照。</p> |
|--|--|

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>28. 証拠法各論(4) (伝聞例外の基本)<br/>伝聞法則も全体像について知識の修得と伝聞証拠の意味および 321 条 1 項書面についての正確な知識の修得を目的とする。<br/>テキスト pp. 423～437、百選 66、80～82、89、A36～38 事件参照。</p> <p>29. 証拠法各論(5) (伝聞例外)<br/>前講で検討できなかった伝聞例外をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。<br/>テキスト pp. 437～449、百選 83～88、A39～40 事件参照。</p> <p>30. 裁判と上訴概論<br/>裁判と上訴の意味・全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。<br/>テキスト pp. 450～481、百選 93～98、A43～49 事件参照。<br/>テキスト第 5 章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p> |
| 成績評価の方法            | 試験の結果(中間試験と期末試験)と講義の中で指摘する課題への取り組み(4 回の小テストを含む)を総合的に評価する。おおむね前者を 75 点(中間試験を 25 点、短答式試験を含む期末試験を 50 点)、後者を 25 点で採点して合計する。なお、再試験は行わない。新型コロナ対策として、ウェブ授業を行う場合には、成績評価の方法を変更する可能性がある(その場合にはできる限り早期に伝達する)。   |
| 成績評価の基準            | 「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」を測定できるように、正確な法律知識については主として短答式で確認し、それを超えた能力については中間試験と期末試験の論述式で確認する。  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | 以下に指摘する教科書・参考書において十分な理解を得た上で講義に積極的な姿勢で臨むことが求められる。なお、各界の授業予定に記載した講義の範囲及び参考判例を参照しておくこと。  |
| 教科書・参考文献           | 教科書：田口守一『刑事訴訟法(第 7 版)』弘文堂<br>参考文献：井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第 10 版]』(有斐閣)<br>その他は参考図書に指定したもの<br>レジュメおよび参考資料は配布する予定である。なお、上記「各回の授業予定」に記載したテキストの頁数は、田口・前掲書の該当頁を示している。ただし、若干の修正が必要となる場合があり、また、新版が出ればそれを用いる可能性がある。   |
| 履修条件               | 刑法 I と II を履修していること。   |

15. 刑事法演習

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事法演習 ( ケイジホウエンシュウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 梅崎 進哉 ( ウメザキ シンヤ )  |
| 履修年次       | 2年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 前期 月曜3限   |
| 講義の概要      | <p>第1回講義においてレジュメを配布して詳細に説明する。教材としては梅崎の作成した8個の長文の事例問題を用いる。刑法独自の問題事例を学修した後、刑事訴訟法的観点も混じった融合的問題へと進む。</p> <p>その際、</p> <p>(1) 共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用</p> <p>(2) 事実に基づく評価の入門的訓練</p> <p>(3) 法的論述の訓練</p> <p>に力点を置いて、講義を行う。</p>   |
| 到達目標       | <p>一 刑事法演習は、理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目である。以下に、以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示すが、一年次講義科目である刑法Ⅰのシラバスに書いた内容と連続しているので、まずそちらを参照されたい。</p> <p>二 養成する人材1「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」</p> <p>この点に関しては、先人による正義発見の努力の受動的修得に力点を置いていた刑法Ⅰ・Ⅱを基礎として、具体的事例に則した、実体法上妥当な結論を発見する訓練に移行する。専ら実体法的な問題のみを内容とした事例を主とするが、二年次前期の講義科目である刑事訴訟法の進展に呼応して、手続法的関心(認定・立証問題)を加味していく。また、刑法Ⅰ・Ⅱと異なり、講義は主として対話形式で行うので、コミュニケーション能力の点でも本格的な訓練に入ることになる。</p> <p>三 養成する人材2「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」</p> <p>養成する人材3「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。」</p> <p>これらの点に関しては、理論知識や判例状況の理解を中心とした刑法Ⅰ・Ⅱで修得した知識を前提とし、刑事法演習では、具体的事例への模倣的応用(例えば、判例の前提事実をこう変えればどうなるか等)を繰り返し行うことで、知識を実践に用いるものに深化させることを意図している。この目的のため、答案提出を義務づけ、添削のうえ返却するので、文書作成能力の本格的育成の場ともなる。さらに、養成する人材3の「適切な紛争解決」には、結論の適切さだけでなく、迅速な解決という要素も含まれている。理論知識を迅速に使うためには、単にそれを記憶している(思い出すことができる)だけでは足りず、一々記憶を参照することなく当然のように用いている日常言語のように、自在に使いこなせるようになる必要がある。そのためには、大学側から提供される教材に満足することなく、自ら、少しでも多くの教材事例を求めて接し、考えることを心がける必要があるが、それとは別に、本講義で答案を作成するにあたって、「時間」の要素を意識してほしい。使用する事例問題は、いずれも2時間程度で答案作成することを意識して作ってある。この程度の事案を2時間で処理できるようになることも、本講義の目的の一つである。</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>四 養成する人材 4 「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」については、刑法 I のシラバスで記したとおり、本学における法曹教育の最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。</p>  |
| 各回の授業内容            | <p>(1) 答案提出 (各人 2 回)・受講生全員への配布<br/> (2) 双方向授業による論点及び必要知識等の確認 (30～40 分程度)<br/> (3) 教員による解題 (60 分程度)<br/> (4) 教員による答案講評・質疑 (30～40 分程度)<br/> ※各テーマ 135 分 (1 回半) = 論点確認 40 分、解題 60 分、講評・質疑 40 分<br/> 従って、各回のスケジュールは次のとおり<br/> 第 1 回 資料配付、オリエンテーリング<br/> 第 2 回 ◎新試過去問 (前)<br/> 第 3 回 ◎新試過去問 (後) ①BJ 文書偽造事件 (前)<br/> 第 4 回 ①BJ 文書偽造事件 (後)<br/> 第 5 回 ②のび太放火未遂事件 (前)<br/> 第 6 回 ②のび太放火未遂事件 (後) ③金色夜叉偽装心中 (前)<br/> 第 7 回 ③金色夜叉偽装心中 (後)<br/> 第 8 回 ④ワンピース強盗事件 (前)<br/> 第 9 回 ④ワンピース強盗事件 (後) ⑤めぞん一刻強盗事件 (前)<br/> 第 10 回 ⑤めぞん一刻強盗事件 (後)<br/> 第 11 回 ⑥ピカチュウ防衛事件 (前)<br/> 第 12 回 ⑥ピカチュウ防衛事件 (後) ⑦B J 誤認手術事件 (前)<br/> 第 13 回 ⑦B J 誤認手術事件 (後)<br/> 第 14 回 ⑧五右エ門公妨事件 (前)<br/> 第 15 回 ⑧五右エ門公妨事件 (後) +60 分の調整<br/> なお、今年度も、コロナの状況によっては、オンラインでの講義を余儀なくされることもありうる。その場合、スケジュールに多少の変更が生じることもありうるが、基本的には、上記教材を用いておこなう予定である。</p> |
| 成績評価の方法            | <p>定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、出席状況の総合評価とする。<br/> 各評価項目間の点数配分<br/> (1) 事例答案 1 : 1 割<br/> (2) 事例答案 2 : 3 割<br/> (3) 発言等の平常点 : 2 割<br/> (4) 定期試験 : 4 割<br/> (5) 出席点 : 欠席・遅刻数に応じ減点<br/> なお、出席が 6 割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>1 理論知識や判例状況の理解の程度<br/> 2 具体的事例への適用能力<br/> 3 文章作成能力</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>(1) 事例問題について、各人、割り当てられた問題の答案を事前に作成して提出すること。答案作成時に教科書や判例を参照することは可とする。<br/> (2) 各回の準備については、各回に実施予定の問題を検討し、答案構成を考えてくることを、最低条件とする。<br/> (3) 具体的な答案の書き方、予習準備等については、第 1 回の講義で詳しく説明する。</p>   |
| 教科書・参考文献           | <p>教材は必要毎に配布する</p>   |
| 履修条件               | <p>2 年次配当の必修科目である。2 年生は必ず履修すること。</p>   |

16. 刑事法総合演習 I

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事法総合演習 I ( ケイジホウソウゴウエンシュウイチ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )<br>小山 雅亀 ( コヤマ マサキ )   |
| 履修年次       | 3年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 後期 金曜1限   |
| 講義の概要      | 小野寺雅之先生作成の教材「実務刑事手続法講義案 [捜査編]・[公判編]」を使用し、捜査と公判の分野における刑事訴訟法上の問題点を学んでもらう。<br>適宜、司法試験論文問題を演習の課題として検討する。  |
| 到達目標       | <p>実務刑事手続法講義案 [捜査編]・[公判編] には、被疑者を逮捕するまでの一連の捜査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続については刑訴法上厳格な要件が規定されているということを前提として、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標とする。</p> <p>また、公判の分野に関しては、訴因のもつ機能を踏まえて、訴因の特定、訴因変更の要否・可否といった論点について、実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを目標とする。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b></p> <p>上記目標による授業は、「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり、また、被疑者の立場からの考察をすることなどにより、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。</p> <p>そして、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように導くが、これは「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。</p> |
| 各回の授業内容    | <p>1, オリエンテーション<br/>授業の進行方法や使用教材等の説明</p> <p>2, 公判に関する問題点 1<br/>第1講: 公訴の提起</p> <p>3, 公判に関する問題点 2<br/>第2講: 訴因の特定</p> <p>4, 公判に関する問題点 3<br/>第3講: 訴因変更の要否</p> <p>5, 公判に関する問題点 4<br/>第4講: 訴因変更の可否</p> <p>6, 公判に関する問題点 3<br/>第5講: 択一的認定と訴因変更の要否<br/>第6講: 判決の効力</p> <p>7, 中間試験 1 (公判) 及び解説</p> <p>8, 捜査手続の適法性 1<br/>第1講: 起訴前の捜査と起訴後の捜査<br/>第2講: 告訴・自首</p>  |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>第3講：職務質問・任意同行・所持品検査<br/>9, 捜査手続の適法性2<br/>第4講：強制捜査の意義と任意捜査の限界<br/>10, 捜査手続の適法性3<br/>第5講：被疑者・被告人の身柄拘束<br/>11, 捜査手続の適法性4<br/>第6講：令状による搜索差押え<br/>12, 捜査手続の適法性5<br/>第7講：令状によらない搜索差押え<br/>第8講：被疑者・被告人の防御<br/>13, 中間試験2（捜査）及び解説<br/>14, 捜査・公判に関する総合問題1<br/>15, 捜査・公判に関する総合問題2</p> |
| 成績評価の方法            | <p>授業期間中に中間試験を2回行い、それぞれ15点満点で評価する。<br/>授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い70点満点で評価する。<br/>授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。<br/>期末試験の再試験は行わない。<br/>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から3点を減点する。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>中間試験, 期末試験のいずれにおいても、「正確な知識や理解が身についているか」,<br/>「問題の論点把握の正確さが身についているか」, 「具体的事例への適応能力はあるか」といった観点から採点し、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した解説を配布する。</p>   |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>予め配布する資料による予習が不可欠である。<br/>授業には気持ちを集中して臨む必要があり、受講生に対する口頭での発問も含め、授業内容を聞き漏らすと、中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので、そのことを予告しておく。</p>   |
| 教科書・参考文献           | 各自が使用している刑法、刑事訴訟法の教科書   |
| 履修条件               | 特になし。   |

17. 刑事法総合演習Ⅱ

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事法総合演習Ⅱ ( ケイジホウソウゴウエンシュウ2 )   |
| 担当教員名 (カナ) | 梅崎 進哉 ( ウメザキ シンヤ )<br>長倉 忍 ( ナガクラ シノブ )  |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 金曜2限  |
| 講義の概要      | 刑事法総合演習は、刑事法分野の学修の総仕上げを意図した演習科目である。総合演習Ⅱでは、実体法に関わる複雑な事例問題を教材とし、研究者教員(梅崎)と実務家教員(長倉)が共同担当して、主として刑事実体法に関する実践的能力の深化をめざす。<br>なお、詳細については、第1回講義において説明する。  |
| 到達目標       | 刑事法の実体法分野に関する学修の最後の仕上げとして、<br>①複雑な事例の処理を通じた事案を正確に読み取る能力及びこれに対して適切にアプローチする能力の涵養<br>②事実に基づく評価の方法とその表現能力の深化<br>③法的論述能力の完成<br>に力点を置いて、講義を行う。<br>その際、3年次までに身につけた刑法及び刑事訴訟法の法的知識と法的判断能力を前提として、刑事実体法の論点が、実際の事件において、具体的にどのような形で争点として現実化するのか、また、それらの争点に対してどのように解決を図るべきかを検討してもらい、現実の事件への実体法上の対応能力を高めることを目標とする。<br>受講する学生においては、学生便覧の冒頭に掲げた「西南学院大学法科大学院の『要請する人材』」の4つの要素の刑事実体法に関する最終的な修得段階であるという意識を持って講義に臨んでほしい。   |
| 各回の授業内容    | 各回のスケジュールは次のとおりを予定している。<br>第1回 資料配付、オリエンテーリング<br>第2回 ◎新試過去問(前)<br>第3回 ◎新試過去問(後) ①ポケモン組抗争事件(前)<br>第4回 ①ポケモン組抗争事件(後)<br>第5回 ②ワンピース同時傷害事件(前)<br>第6回 ②ワンピース同時傷害事件(後) ③クッパ組殺人中止事件(前)<br>第7回 ③クッパ組殺人中止事件(後)<br>第8回 ④ヤマト遺棄事件(前)<br>第9回 ④ヤマト遺棄事件(後) ⑤なにわ金融道詐欺事件(前)<br>第10回 ⑤なにわ金融道詐欺事件(後)<br>第11回 ⑥マスオさん替え玉受験事件(前)<br>第12回 ⑥マスオさん替え玉受験事件(後) ⑦こち亀収賄事件(前)<br>第13回 ⑦こち亀収賄事件(後)<br>第14回 ⑧美味しんぼ窃盗事件(前)<br>第15回 ⑧美味しんぼ窃盗事件(後)<br>なお、今年度も、コロナの状況によっては、オンラインでの講義を余儀なくされることもありうる。その場合、スケジュールに多少の変更が生じることもありうるが、基本的には、上記教材を用いておこなう予定である。 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>成績評価の方法</p>            | <p>定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、及び出席状況を総合して行うものとする。<br/>各評価項目間の点数配分<br/>(1) 提出事例答案：4割<br/>(2) 発言等の平常点：2割<br/>(3) 定期試験：4割<br/>(4) 出席点：欠席・遅刻数に応じ減点<br/>なお、3分の2に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。</p>                                 |
| <p>成績評価の基準</p>            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理論知識や判例状況の理解の程度</li> <li>2 具体的事例への適用能力</li> <li>3 法的文章作成能力</li> </ol>   |
| <p>準備・事後学習についての具体的な指示</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各回の事前準備としては、各回に実施予定の問題をあらかじめ検討し、答案構成を考えてくることとする。</li> <li>(2) 各回の終了後、全員が事例問題に対する答案を作成して提出すること。その際、配布した解題等を見るなどして学修した内容をしっかり再確認した後、六法以外は参照せずに60分程度で一気にかき上げる。</li> <li>(3) 具体的な答案の書き方、予習準備等については、第1回の講義で詳しく説明する。</li> </ol> |
| <p>教科書・参考文献</p>           | <p>教材は必要毎に配布する</p>   |
| <p>履修条件</p>               | <p>3年次配当の選択科目である。</p>  |

18. 民事訴訟実務の基礎

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 民事訴訟実務の基礎 ( ミンジソショウジツムノキソ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )  |
| 履修年次       | 2年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 水曜 1限   |
| 講義の概要      | 典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶ。  |
| 到達目標       | 典型的な訴訟類型における要件事実を学ぶことによって、その基礎にある思考力を身につけることによって、実務家としての基本的な能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力の基礎となる能力を身につけること、及びこのような基礎力を身につけることによって、3年次における民事模擬裁判に向けて基礎力を養うことを到達目標とする。   |
| 各回の授業内容    | <p>1. 要件事実総論①<br/>民事訴訟の基本構造から、民事裁判の特質、権利の継続性の原則、主張立証責任の概念を学ぶ。</p> <p>2. 要件事実総論②・売買代金請求①<br/>主張立証責任の分配について学んだ後、テキスト第1問に入り、訴訟物、要件事実が果たす役割、請求権発生の根拠について学ぶ。</p> <p>3. 売買代金支払請求②<br/>テキスト第1問を題材に、売買の要件事実（代金支払期限の合意、売主の所有権、目的物の引渡し）を学ぶ。</p> <p>4. 売買代金支払請求③<br/>認否の態様・必要性、主要事実・間接事実・補助事実を学び、テキスト第2問に入り、訴訟物、請求原因を検討した後、請求原因・抗弁・再抗弁等の関係、否認と抗弁、抗弁の種類、消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。</p> <p>5. 売買代金支払請求④・貸金返還請求①<br/>テキスト第3問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を学び、関連する問題として、期限の到来・経過・徒過、期間の経過について学んだ後、テキスト第4問に入り、貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論、弁済期の到来）を学ぶ。</p> <p>6. 貸金返還請求②・その他①<br/>テキスト第5問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因について整理し、弁済の抗弁に関する要件事実を学び、テキストを離れていわゆる二段の推定、付帯請求に関する要件事実（その法的性質、履行遅滞の要件事実）を学ぶ。</p> <p>7. 所有権に基づく不動産明渡請求①<br/>テキスト第6問に入り、建物収去土地明渡請求訴訟における訴訟物、占有正権原の立証責任、権利自白、占有の時的要素について学ぶ。</p> <p>8. 所有権に基づく不動産明渡請求②<br/>所有権喪失の抗弁を学んだ後、テキスト第7問に入り、請求の趣旨、訴訟物を押さえ、権利自白の成立時点、対抗要件（登記）をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。</p> <p>9. 所有権に基づく不動産明渡請求③<br/>テキスト第8問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、所有権喪失の抗弁を学ぶ。</p> <p>10. 不動産登記手続請求①<br/>テキスト第9問に入り、登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法、訴訟物（登記請求権の種類）、請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び、テキスト第10問に入り、請求の趣旨、訴訟物をふまえて、請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実（時効の援用も含む）を学ぶ。</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>11. 不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求①<br/>       テキスト第11問において、請求の趣旨、訴訟物、請求原因をふまえて、登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び、さらにテキスト第12問に入り、賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物、請求原因における要件事実について学ぶ。</p> <p>12. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・その他②<br/>       前回に引き続き、第12問において、抗弁となる借地借家法の適用について学んだ後、いったんテキストを離れ、一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払、無催告特約、増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び、その中で、規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。この講義の前後において、レポート用の資料を配付する予定である。</p> <p>13. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求<br/>       前回に引き続き、賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を、さらには有権代理、表見代理、通謀虚偽表示を学ぶ。</p> <p>14. 動産引渡請求訴訟・その他<br/>       テキスト第13問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨、訴訟物をおさえ、即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。</p> <p>15. レポート用問題の解説・まとめ<br/>       提出してもらったレポートに関して解説を行い、要件事実に関する総まとめを行う。<br/>       なお、場合によっては、学ぶ訴訟類型の順序(テキストの設問の順序)を変更することがあるが、変更する場合には、事前に授業において連絡する。</p> |
| 成績評価の方法            | <p>年末に課題を出したレポート(年明けに提出)を評価し、期末試験とで成績を評価する。レポートを20点満点、A～Dの4段階(未提出の場合は0点)で評価し、期末試験を80点満点として実施し、レポートと期末試験の合計点(100点満点)で評価する。特段の理由なく欠席や遅刻した場合には減点し、6回以上欠席した場合には期末試験の受験を認めない。<br/>       なお、期末試験の再試験は行わない。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>いずれの評価も、事案を分析し、要件事実が何か、その主張立証責任はどちらにあるか等の要件事実論の基本的な理解に基づく具体的な事案に対するあてはめの適否等によって行う。</p>   |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>後掲の教科書の該当部分を熟読し、あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また、復習として、テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して、事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。<br/>       12回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定である。</p>   |
| 教科書・参考文献           | <p>教科書：司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会<br/>       参考書：村田涉ほか編著「要件事実論30講第3版」<br/>       加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第2版」<br/>       司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」<br/>       和田吉弘著「民事訴訟法から考える要件事実」</p>   |
| 履修条件               | <p>民法・民事手続法を履修していること。</p>   |

19. 刑事訴訟実務の基礎

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事訴訟実務の基礎 ( ケイジソショウジツムノキソ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )  |
| 履修年次       | 2年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 後期 火曜 1限  |
| 講義の概要      | 小野寺雅之先生作成の教材「実務刑事手続法講義案 [公判編]・[証拠編]」を使用して、刑事裁判の流れを概観するとともに、証拠能力の有無を判断するにあたっての問題点を学んでもらう。<br>適宜、司法試験論文問題を演習の課題として検討する。   |
| 到達目標       | 教科書的な理解を踏まえて、実務で使える基礎を構築する。<br>1 1～4回は、簡易な事件記録をもとに判決の起案をさせ、その講評を通じて、刑事裁判における裁判書・検察官・弁護人の役割について十分に理解させる。<br>2 5～15回は、小野寺先生作成のテキスト「実務刑事手続法講義案 [証拠編]」を使用して、伝聞法則を中心とした証拠法の分野につき、実務的観点から詳しく解説していく。具体的には、被告人は何を争っているか(事件性か、犯人性か、犯行態様かなど)、検察官請求の各証拠は争点に対してどのように機能するか、検察官が掲げた立証趣旨は、証拠のどの部分に対応し、何を要証事実として設定するものなのか、それらを検討した結果として、各証拠の証拠能力はどのように判断されるのか、といった内容である。<br><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b><br>上記のような授業を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」の実現を図ろうと考えている。  |
| 各回の授業内容    | 1. 強盗被告事件についての公判期日とし、検察官請求にかかる書証の取調べまでを終了する。<br>2. 同事件の公判期日とし、被害者と目撃者2名の証人尋問調書をもとに、証人が公判廷において供述した内容を精査する。<br>3. 同事件の公判期日とし、被告人質問調書をもとに、被告人が公判廷において供述した内容を精査する。この後、判決起案(レポートの提出)を求める。提出期限は2週間後を予定している。<br>4. 弁護人の立場から、反対尋問の技術についての研修DVDを見て、刑事裁判における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。<br>5. 刑事訴訟法317条について解説、検討を行う。<br>6. 刑事訴訟法318条、319条について解説、検討を行う。<br>7. 刑事訴訟法320条、326条、327条について解説、検討を行う。<br>8. 刑事訴訟法321条について解説する。<br>9. 刑事訴訟法321条について検討を行う。<br>10. 刑事訴訟法322条について検討を行う。<br>11. 刑事訴訟法323～325条について解説、検討を行う。<br>12. 刑事訴訟法328条について解説、検討を行う。<br>13. 司法試験論文問題を演習の課題として検討する。<br>14. 司法試験論文問題を演習の課題として検討する。<br>15. 司法試験論文問題を演習の課題として検討する。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 成績評価の方法            | <p>判決起案（レポート）を30点満点で評価する。<br/>         期末試験（70点満点で評価）を行う。<br/>         授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格がない。<br/>         期末試験の再試験は行わない。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>判決起案（レポート）については、主文、罪となるべき事実、法令の適用等の項目ごとに、必要事項の記載があるか、法令に適合しているか等の観点から採点する。<br/>         期末試験については、「正確な知識や理解が身についているか」、「問題の論点把握の正確さが身についているか」、「具体的事例への適応能力はあるか」といった観点から採点し、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>刑事実体法、刑事手続法については、一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって、刑法、刑事訴訟法の勉強は、日頃から、十分に行うことを求める。また、講義時間には制限があるため、事前に記録を配布して、自宅での起案を求めることがあり得る。</p>   |
| 教科書・参考文献           | <p>各自が使用している刑法の教科書<br/>         刑事弁護実務（法曹会）<br/>         刑事判決起案の手引き（法曹会）</p>  |
| 履修条件               | <p>憲法、特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。</p>  |

## 20. 法曹倫理

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 法曹倫理 ( ホウソウリンリ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )   |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 木曜1限  |
| 講義の概要      | <p>判例、その他司法試験予備試験に出題された具体的事案等を題材にして、法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを議論する。その中で、弁護士としての倫理、特に、弁護士法、弁護士職務基本規程その他のルールについての理解を深めたいと考えている。</p> <p>なお、弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力については、弁護士実務の講義の概要に記載したところを参照して頂きたい。特に、紛争解決のために弁護士に求められるスキルと本学が養成する人材との関係については、読んでおいて頂きたい。</p>  |
| 到達目標       | <p>本学は、専門的知識・技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しており、そのために法の専門家としての高い倫理観・正義感を基礎として知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持つことを重視している。この法曹倫理の講義においては、各法律科目において学び修得する法律知識等の基礎となる法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とし、その上に各法律科目において知識等を学び修得することによって得られたこれら法律知識等を人々のために役立たせることができる第一級の優秀な法曹を育てることを最終目標とするものである。</p>  |
| 授業内容       | <p>弁護士法（以下「法」という。）と弁護士職務基本規程（以下「規程」という。）とをしっかりと読み込んで、それぞれの規定の趣旨を理解し、それに導かれるあるべき解釈を求め、それを具体的事例にあてはめて、法が求めている結論を見出すという作業を繰り返し行う予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 基本倫理（規程1～8条）<br/>（弁護士法と弁護士職務基本規定を配布予定である。）</p> <p>第2回 一般規律（規程9～19条）</p> <p>第3回 依頼者との関係における規律通則（規程20～26条）</p> <p>第4回 職務を行ない得ない事件の規律（規程27～28条）</p> <p>第5回 事件の受任時における規律（規程29～34条）</p> <p>第6回 事件の処理における規律（規程35～43条） 第7回 事件の終了時における規律（規程44～45条）</p> <p>第8回 刑事事件における規律（規程46～49条）</p> <p>第9回 組織内弁護士における規律（規程50～51条）</p> <p>第10回 事件の相手方との関係における規律（規程52～54条）</p> <p>第11回 共同事務所、弁護士法人における規律（規程55～69条）</p> <p>第12回 他の弁護士との関係、裁判の関係における規律（70～77条）</p> <p>第13回 弁護士会、官公署との関係における規律、解釈適用指針（規程78～82条）</p> <p>第14回 「すべて法曹は、良心に従い独立してその職務を行い、憲法および法律にのみ拘束される」（再審無罪事件を題材にして考える）1</p> <p>第15回 「すべて法曹は、良心に従い独立してその職務を行い、憲法および法律にのみ拘束される」（再審無罪事件を題材にして考える）2</p> <p>講義の順序については、都合により変更されることがある。</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 成績評価の方法            | 具体的事案の解決を求めるとい形式の期末試験によって成績評価する。判定は、P（可）あるいはF（不可）とする。ただし、出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。再試験は行わない。   |
| 成績評価の基準            | <ul style="list-style-type: none"> <li>①両当事者の欲求を的確に把握できているか。</li> <li>②その欲求を法的な主張として整理できているか。</li> <li>③その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。</li> <li>④その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。</li> <li>⑤その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。</li> <li>⑥当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。</li> </ul> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | 予習…次回の講義については法や規程の該当範囲を読んで考えておくこと。また、次回の授業用の資料を配布した場合は、資料を検討して授業に臨むこと。  |
| 教科書・参考文献           | テキスト…配布する予備試験合格六法（弁護士職務基本規程）ほか  |
| 履修条件               | なし  |

## 21. 民事模擬裁判

|            |   |
|------------|---|
| 授業科目名 (カナ) | 民事模擬裁判 ( ミンジモギサイバン )  |
| 担当教員名 (カナ) | 西郷 雅彦 ( サイゴウ マサヒコ )<br>吉田 知弘 ( ヨシダ トモヒロ )   |
| 履修年次       | 3年次   |
| 単位         | 2単位   |
| 授業時間       | 後期 水曜 2限  |
| 講義の概要      | <p>1 受講生は、民事系の各科目、特に、民事手続法・同演習及び民事訴訟実務の基礎(要件事実論)を履修することにより民事訴訟の構造及び性格、訴訟手続の流れ(いつ、誰により、どのような訴訟行為がなされるか)等について一応の理解ができており、相当の知識をもっているはずですが、これまでは教科書その他の教材に基づく理論的な学習にとどまるため、そのような学習のみで個別具体的な事例において学んできた知識等を十分に使うところにまで到達するのは、とても難しいことです。</p> <p>そこで、本授業では、仮設事例について、受講生に、①原告代理人、②被告代理人、③裁判所のいずれかの立場に立ってもらい(注1)、①及び②の立場では、当事者本人からの事情聴取や打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、書証の提出、人証の申出と尋問等を実際に体験してもらい、③の立場では、訴訟の進行全般に責任を持つとともに、①及び②の立場の受講生らと共同しての主張と証拠の整理を主導し、さらに証拠に基づいて事実認定を行い、判決書の作成と言渡しまで行ってもらいます。これにより、民事訴訟の全体像と手続の流れを実際に近い状態で体験するとともに、証拠の選択や事実認定等の難しさの一端を体験することになります。これらの疑似体験によって、実体法や民事訴訟法等をより深く理解することができるようになるばかりでなく、さまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力(「養成する人材」②)や、この判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えられる(「養成する人材」③)ようになっていく第一歩となります。</p> <p>(注1) 原告本人、被告本人、裁判所書記官役になる受講生も出てきますが、これらの人も、それぞれ①、②、③毎の打合せ等には当然参加してもらうことになります。</p> <p>また、昨年度からは法学部学生も参加してもらっていますが、大学院生には指導的な立場に立ってもらい、法学部学生とも議論等を行い、書面の作成等について共同作業を行ってもらいます。</p> <p>2 担当教員らは、上記①～③のいずれかのパートを受け持ち、それぞれの役割を担当する受講生から相談を受け、適宜アドバイス等を行う体制をとります。ただ、主役はあくまで受講生自身であるから、各パートの担当者らが自分の頭で考え、充実した意見交換をして、より望ましい当事者本人との打合せ、要件事実論を踏まえた書面の作成、適切な書証の提出と人証の申出、充実した尋問準備やその実施、適切な訴訟進行等に積極的に取り組むことが重要です。</p> |
| 到達目標       | <p>これまでの民法、民事訴訟法等の知識をより正確なものとし、ひいては実務法曹に必要な基本的なスキルを修得するとともに、同時に、このような実際の裁判過程に近いリアルな場면을体験することを通じて、法曹としての責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標とします。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 各回の授業内容 | <p>授業が始まる前の9月15日水曜日午後1時30分からガイダンスを行います(注2)。受講生に集ってもらい、授業を進めるに当たっての注意事項等を説明するとともに、それぞれが裁判所、原告本人、原告代理人、被告本人、被告代理人のうちのどの役割を担うかを決めます。</p> <p>(注2) 法学部生が参加するので、ガイダンスの際に、法学部生向けに民事模擬裁判に参加するに必要と考えられる知識等を身につけてもらうために講義を行う予定です。大学院生はこの講義を受ける必要はありませんが、希望者は参加しても構いません。</p> <p>第1回<br/>原告代理人は原告本人からの事情聴取を行い、訴状作成を目指す。被告代理人も、被告本人からの事情聴取を行う(注3)。<br/>裁判所は訴状等が出された後の訴状審査等について一般的な観点から議論する。<br/>(注3) 被告側の本人からの事情聴取は、被告への訴状副本の送達がなされてから行われるのが通常ですが、本模擬裁判では、被告側の事情聴取もこの段階で開始します。<br/>なお、授業の開始時には、全員が同一の教室に集まり、出欠を確認した上で、各パートに分かれて行動することになります。以下、各回の授業においても同じです。</p> <p>第2回<br/>ア 第1回に引き続き、原告代理人は原告本人との打合せ等を行い、訴状作成の準備作業を行い、第2回の授業時間中には訴状を完成し、裁判所に提出する。<br/>イ 訴状が裁判所に提出された後、裁判所において訴状審査を行い、特に問題がなければ、訴状等を被告に送達する。<br/>ウ 被告代理人は、第1回に引き続き被告本人からの事情聴取を行うとともに、訴状等の送達後、事情聴取の結果を踏まえて答弁書を作成する。</p> <p>第3回<br/>ア 被告代理人は、前回に引き続き、答弁書の作成を行い、第3回の授業時間内に答弁書を完成させ、裁判所に提出する。<br/>(イ 時間的に余裕があれば、第3回の授業時間内に第1回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>第4回<br/>ア 第1回口頭弁論期日の実施<br/>イ 第1回弁論準備手続期日の指定<br/>ウ その後は、双方代理人は、その後の訴訟追行の準備等を行う。他方、裁判所は、予想される争点等を検討し、今後の訴訟進行等について検討する。<br/>エ なお、第1回口頭弁論期日実施後は、弁論準備手続によって争点整理を行う。</p> <p>第5回<br/>ア 第4回に引き続き第1回弁論準備手続期日に向けた準備を行う。<br/>イ 第1回弁論準備手続期日の実施<br/>ウ 第2回弁論準備手続期日の指定<br/>エ 残りの時間、双方代理人は、準備書面の作成、書証の提出、人証の申出準備等を行い、また、裁判所も、争点整理案を作成する。</p> <p>第6回<br/>ア 前回に引き続き、双方代理人は、準備書面の作成等を行い、第6回授業時間中に準備を終えることを目標とする。<br/>(イ 第2回弁論準備手続期日が可能であれば実施する。)</p> <p>第7回<br/>ア 引き続き、双方代理人は準備書面の作成等を行う。裁判所は争点整理案の作成準備を行う。<br/>イ 第2回弁論準備手続期日の実施。<br/>ウ 第3回弁論準備手続期日の指定</p> <p>第8回<br/>ア 引き続き、双方代理人は準備書面の作成等、裁判所は争点整理案の作成等を行い、第3回弁論準備手続期日の準備をする。<br/>ウ 第3回弁論準備手続期日の実施。原則として、第3回で弁論準備手続を終了とする。</p> |
|---------|--|

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>エ 第2回口頭弁論期日において人証調べを実施することになるので、残りの時間は、双方代理人のみならず、裁判所も、尋問の準備を行う。</p> <p>第9回<br/>第2回口頭弁論期日の準備、双方代理人、裁判所それぞれ、特に尋問の準備を行う。人証としては、原被告各本人と証人2名までとする予定である。</p> <p>第10回<br/>第2回口頭弁論期日の実施<br/>人証調べを実施し、尋問を行う。<br/>尋問終了後の時間を利用して講評等を行う。</p> <p>第11回<br/>第2回口頭弁論期日の実施。前回に引き続き、尋問を行う。<br/>尋問終了後、講評等を行う。</p> <p>第12回<br/>第2回口頭弁論期日の実施（残りの人証の実施・講評）後、同期日を終了し、第3回口頭弁論期日の指定。その後、双方代理人は最終準備書面を作成し、裁判所は、尋問を踏まえて合議し、判決書を作成する。</p> <p>第13回<br/>引き続き、双方代理人は最終準備書面の作成を行い、授業時間内に完成させ、提出することを目標とする。また、裁判所も、引き続き、合議、判決書の作成を行う。<br/>(可能であれば第3回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>第14回<br/>ア 第3回口頭弁論期日を実施し、双方の最終準備書面を陳述し、弁論を終結し、判決言渡しの期日を指定する。<br/>イ 弁論終結後は、裁判所は、引き続き判決書の作成作業を行い、これを完成させる。双方代理人は、これまでの訴訟活動について、それぞれ振り返って検討する。</p> <p>第15回<br/>ア 第4回口頭弁論期日において、判決言渡し。<br/>イ 残りの時間において、事実認定のほか、双方代理人、裁判所の各パートにおける訴訟進行面における問題点の検討、反省点や改善点等について、全員で検討を行う。</p> <p>以上は、あくまで進行の予定であり、状況等により変更されることがあります。</p> |
| 成績評価の方法            | <p>それぞれの立場で行った各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等について、各教員が前記到達目標に達しているかどうかを判断し、教員らの合議によってP（合格）又はF（不合格）の判断をします。<br/>3回無断欠席をした場合あるいは6回以上欠席した場合にはFとします。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>上記各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等において積極的に参加し、これまでに得た実体法上、訴訟法上の知識を適切に使うことができたかどうか等が成績評価の基準となります</p>   |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>特別な指示はありませんが、それぞれ民事訴訟法規及び要件事実論を十分に復習して下さい。必要に応じて各授業の際に具体的な指示を行うこともあります。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>特に指定するものではありませんが、必要に応じて授業時に参考文献等をあげることがあります。</p>   |
| 履修条件               | <p>民事手続法・同演習、民事訴訟実務の基礎を履修していることが不可欠の条件となります。</p>  |

## 22. 刑事模擬裁判

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 刑事模擬裁判 ( ケイジモギサイバン )   |
| 担当教員名 (カナ) | 一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )   |
| 履修年次       | 3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 月曜3限  |
| 講義の概要      | <p>殺意否認の殺人未遂事件を題材とした刑事模擬記録を使用し、裁判員裁判における公判手続の全体的な流れと、その過程における法曹三者の役割や活動に関する基礎的な事項を理解させることを目的とする。</p> <p>1 事案の概要<br/>本件は、被告人(西村伸也)が、JR水戸駅ペDESTリアンデッキで、被害者(木田信二)に対し、殺意をもって、その腹部を包丁で1回突き刺したものの、全治約1か月間の腹部刺創等の傷害を負わせるにとどまり、死亡させるに至らなかったという事案である。</p> <p>2 公判経過<br/>被告人は、被害者の体と腕の間を狙って包丁を突き出したが、被害者が被告人の腕をつかんできたので、偶然にも、包丁が被害者のおなかに刺さってしまった旨弁解しており、殺意の有無(殺意にかかわる行為態様及びその認識)が争点となっている。</p> <p>3 授業の概要<br/>刑事模擬記録(司法研修所刑事裁判教官室作成の記録教材)に基づき、各証拠の評価や事実認定などにつき議論を交えて理解を深めていく。<br/>また、証人尋問及び被告人質問を実施し、その結果に基づいて、争点となる殺人の故意につき受講生各自に判断してもらおう。<br/>最終的には、殺意の有無に関する認定とその根拠などを記載した判決書を起案する。</p> |
| 到達目標       | <p>公訴提起(起訴)、公判前整理手続、証拠調べを経て判決に至るまでの第一審公判手続において、法曹三者である検察官、裁判官、弁護士それぞれがどのような役割を果たすのかについて基本的な知識と理解を獲得すること、また、受講時まで身に付けた法律の知識と法律的判断能力を前提として、刑事法全般におけるさまざまな論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解すること、さらには証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本的な手法、認定した事実に対する擬律判断能力を身に付けさせることを目標とする。</p> <p><b>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</b><br/>上記のような過程を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「・・・これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」につき、より具体的場面での実現を図る。</p>  |
| 回の授業内容     | <p>1回目 オリエンテーション(授業の進め方と使用する教材についての説明)</p> <p>2回目 起訴手続</p> <p>3回目 公判前整理手続1</p> <p>4回目 公判前整理手続2</p> <p>5回目 公判前整理手続3</p> <p>6回目 公判前整理手続4</p> <p>7回目 第1回公判の審理手続1</p> <p>8回目 第1回公判の審理手続2</p> <p>9回目 第2回公判の審理手続1</p> <p>10回目 第2回公判の審理手続2</p>  |

刑事模擬裁判

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>1 1 回目 第3回公判の審理手続 1<br/>         1 2 回目 第3回公判の審理手続 2<br/>         1 3 回目 論告・弁論<br/>         1 4 回目 判決<br/>         1 5 回目 全体講評</p> |
| 成績評価の方法            | <p>起案した判決書を評価の対象とし、P（合格）又はF（不合格）を判断する。<br/>         事前・事後の連絡なく3回を超えて欠席した場合は単位認定しない。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>刑事裁判の判決書としての書式を備えているか、殺人の故意という争点について、事実認定が証拠に基づきなされているか、認定した事実を前提として適正な評価が示されているかなどの観点から評価する。</p>                                  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>使用教材は、刑事模擬記録（司法研修所刑事裁判教官室作成の記録教材）を配布するが、各授業時に、次回の授業で必要となる資料を順次指示し、検討テーマ等を明示するので、各自それら資料を精査して検討テーマ等につき考えをまとめておくこと。</p>              |
| 教科書・参考文献           | <p>各自が使用している刑法、刑事訴訟法の教科書<br/>         刑事尋問技術、山室恵編著、ぎょうせい<br/>         刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－、司法研修所監修、法曹会</p>                         |
| 履修条件               | <p>1年次、2年次で学習した刑法及び刑事訴訟法についての総合的知識・理解が必要であり、その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。</p>  |

23. 弁護士実務

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 弁護士実務 ( ベンゴシジツム )  |
| 担当教員名 (カナ) | 一瀬 悦朗 ( イチノセ エツオ )   |
| 履修年次       | 2・3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 木曜2限  |
| 講義の概要      | <p>1 講義の目的と概要</p> <p>法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法的な紛争にならないように、あるいは、法的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法学的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。</p> <p>このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではない者が仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲内で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。</p> <p>そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必要なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。</p> <p>2 講義の目的と要請する人材との関係</p> <p>「社会に生起する様々な法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえて的確な事案の把握し、納得できる結論を導き出す。」のが正に弁護士としての事件処理である【養成する人材(2)】。</p> <p>それを実現するためには、まず、依頼者と痛みを共有し、その欲求を真摯に受け止め、これに共感し、その欲求を実現するための法律構成を構築して、主張・立証活動を行うことになる。ただし、依頼者の欲求は、時として法的正義の観点に照らして行き過ぎたものであることもある。その場合、弁護士は、高い倫理観と正義感を基礎にして、依頼者の代理人という観点とは別の法曹としての立場で事件処理を行わなければならないのであって、それを実現するためにも、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備えていることが必要である【養成する人材(1)】。</p> <p>弁護士の事件処理は、提訴、準備書面の作成および証拠の収集・提出、証拠説明等々、すべて書面で行うと言っても過言ではない。質の高い文書作成能力、依頼者や相手方、裁判官を説得する力は、そのまま弁護士としての力量を示すことにもなるし、その高さは、紛争解決能力にも直結する【養成する人材(3)】。</p> <p>紛争解決のために弁護士に求められるスキルは、以上のとおり、依頼者の欲求を的確に把握し、必要な場合には、その欲求を法的正義の観点から修正し、その実現に向けて法的に構成して主張・立証を行うというものである。これは、あらゆる法的紛争の解決に用いられる唯一のもので、その意味で、社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題、更には、国際的な法的紛争の解決に対応できる基礎的な力を養うことにもなると考えている【養成する人材(4)】。</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>というわけで、本年度弁護士実務においては、具体的な民事事件を題材としながら、その具体的な紛争解決案を民事訴訟法の規定を見ながら探っていくことにする。</p>  |
| 到達目標               | <p>弁護士としての基本的な問題解決能力（「条文解釈能力」と「あてはめの能力」）を身に付けることを目標とする。</p>  |
| 各回の授業内容            | <p>第1回 管轄（民事訴訟法4～22条）<br/>                 第2回 当事者及び訴訟能力（同28～37条）<br/>                 第3回 訴訟審理等（同87～92条）<br/>                 第4回 要件事実の考え方の確認<br/>                 第5回 訴え・計画審理（同133～147条の3）<br/>                 第6回 口頭弁論及びその準備（同148～178条）<br/>                 第7回 書証1（同219～231条）<br/>                 第8回 書証2（同219～231条）<br/>                 第9回 証人尋問（同190～206条）<br/>                 第10回 判決1（同243～260条）<br/>                 第11回 判決2（同114～123条）<br/>                 第12回 判決によらない訴訟の完結（同261～267条）<br/>                 第13回 共同訴訟（同38～41条）<br/>                 第14回 訴訟参加（同42～53条）<br/>                 第15回 上訴・再審（281～349条）</p> |
| 成績評価の方法            | <p>具体的事件の資料に基づいて、訴状の起案あるいは原告・被告の主張整理（レポート）等してもらおう。その出来のみによって、P（可）あるいはF（不可）で評価する。</p>   |
| 成績評価の基準            | <p>評価のポイントは、<br/>                 ① 両当事者の欲求を的確に把握できているか。<br/>                 ② その欲求を法的な主張として整理できているか。<br/>                 ③ その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。<br/>                 ④ その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。<br/>                 ⑤ その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。<br/>                 ⑥ 当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。</p>  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>言うまでもないが、法律実務家は、現行法（条文）を使って具体的事件を解決する。したがって、現行法の解釈が極めて重要で、それが出発点でもあるし到達目標でもある。<br/>                 法律の勉強も、そこから始めて、そこに戻すことが必要であり、そうすることこそが、法律実務家を目指すものにとって、目標到達の最短ルートである。そのことを肝に銘じて、準備し、授業の中で考え抜いて、事後学習で、それを条文に戻しておくことを求める。</p>   |
| 教科書・参考文献           | <p>配布を予定している『司法試験合格六法民事訴訟法』、その他</p>  |
| 履修条件               | <p>事案解決のための実体法訴訟法等についての総合的知識がもちろん必要であるが、それは、受講時点で身に付けているもので足りる。<br/>                 受講者には、時間と労力を惜しまずに、その量を増やし、質を高め続けることを求める。</p>  |

## 24. 知的財産法

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 知的財産法 ( チテキザイサンホウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 山田 憲一 ( ヤマダ ケンイチ )   |
| 履修年次       | 2・3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 前期 木曜 3限   |
| 講義の概要      | 知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識の獲得、及び、その知識に裏打ちされた法的判断を行う能力の涵養、を主たるテーマとします。副次的には、これらの領域において、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることをも狙いとします。   |
| 到達目標       | 特許法及び著作権法の基本的な論点を含む具体的事案における当事者の権利義務関係について、法規範の解釈適用により説得的に主張できるようになること、です。   |
| 各回の授業内容    | <p>*各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として予定している『標準特許法』、『標準著作権法』の該当箇所です。教科書を変更する場合には、それに応じて各回の授業内容も変更する可能性があります。</p> <p>1. 序論<br/>知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します。併せて、侵害に対する救済の基本的な型を学習します (両テキストの序章)。<br/>[特許法] (カッコ内は『標準特許法』の該当箇所)</p> <p>2. 特許権の保護対象・特許の要件<br/>特許法による保護を受ける対象を扱います。具体的には、主として発明、産業上の利用可能性、新規性、進歩性を取り上げ、先願、公序良俗等にも触れます (第1章第1節・第2節)。</p> <p>3. 権利の主体<br/>発明者、特許を受ける権利、冒認、職務発明を扱います (第1章第3節)。</p> <p>4. 特許権の効力・消滅事由・技術的範囲<br/>特許権の原則的な効力、特許権の消滅事由、及び、特許発明の技術的範囲を扱います (第1章第4節・第5節、第2章第1節)。</p> <p>5. 均等論・間接侵害<br/>均等論、及び、間接侵害を扱います (第2章第2節・第3節)。</p> <p>6. 特許権の制限・利用<br/>特許権の効力が及ばない場合、及び、特許権の利用を扱い、併せて刑事罰にも触れます (第2章第4節・第5節、第3章)。</p> <p>7. 特許取得手続・特許行政争訟<br/>特許権を取得するための行政手続、及び、特許行政争訟を扱います (第4章・第5章)。</p> <p>8. 権利侵害救済手続<br/>権利侵害救済手続を扱い、併せて、実用新案法、特許をめぐる条約にも触れます (第6章～第8章)。<br/>[著作権法] (カッコ内は『標準著作権法』の該当箇所)</p> <p>9. 著作物の定義・著作物の例示<br/>著作物の定義及び例示に関する規定を扱い、併せて、保護される著作物に触れます (第1章第1節～第3節)。</p> <p>10. 二次的著作物等・著作権の主体<br/>二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、及び、著作権の主体を扱います (第1章第4節・第5節、第2章)。</p> <p>11. 著作権の効力</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>支分権、及び、侵害とみなす行為を扱います（第3章）。</p> <p>1 2. 権利の制限<br/>著作権の制限規定を扱い、併せて保護を受けない著作物、及び、時間的限界に触れます（第4章）。</p> <p>1 3. 権利の利用<br/>著作権の制限について補足すると共に、権利の利用を扱います（第4章第3節、第5章）。</p> <p>1 4. 著作者人格権・著作隣接権<br/>著作者人格権、及び、著作隣接権を扱います（第6章・第7章）。</p> <p>1 5. 著作権侵害等<br/>著作権侵害とその救済手続を扱い、併せて、著作権をめぐる条約に触れます（第8章・第9章）。</p>  |
| 成績評価の方法            | <p>期末試験の成績（60%）、レポート（15%）及び平常点（25%）を総合して評価します。平常点の評価は、小テスト及び/又は課題への取り組み（15%）、授業中の発言（10%）、並びに、出席状況によります。出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ3点、1.5点）、出席回数が授業回数の三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p>  |
| 成績評価の基準            | <p>期末試験については、設問で与えられた事実に基づいて、結論を導くために必要な規範及びそれに関連する論点を的確に指摘した上、必要に応じて理由を示しつつ自説を提示した上で当てはめる、という操作がどの程度できているかにより評価します。</p> <p>平常点中、出席状況については、「成績評価の方法」欄をご覧ください。小テストないし課題については、期末試験と同様の基準により評価します。授業中の発言については、発言回数に比例した得点とすることを原則とし、その具体的基準は、受講者数を勘案して開講時にお知らせすることとします。</p> <p>レポートについては、課題の設定、資料の収集・分析、自己の見解の提示と理由付け、及び、形式的に整った文書の作成が、それぞれどの程度適切に出来ているかにより評価します。</p> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>教科書は、以下の2つです。開講時により新しい版が出ていた場合には、そちらに差し替えます。</p> <p>高林龍『標準特許法』（有斐閣、第7版、2020年）<br/>同『標準著作権法』（有斐閣、第4版、2019年）</p> <p>参考文献は、講義中に適宜指示します。</p>  |
| 履修条件               | <p>特にありません。</p>  |

## 25. 知的財産法演習

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 知的財産法演習 ( チテキザイサンホウエンシュウ )   |
| 担当教員名 (カナ) | 山田 憲一 ( ヤマダ ケンイチ )   |
| 履修年次       | 2・3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 木曜3限  |
| 講義の概要      | 2年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」における学習を前提として、特許法及び著作権法に関する裁判例を素材とする、発展的な学習を行います。本法科大学院における「養成する人材」の中では、特に、②の「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)」ができる能力の涵養に力を入れたいと思います。  |
| 到達目標       | 本演習で取り上げた裁判例の事案と同一ないし類似する事案について、与えられた事実から法的問題及びその処理に用いる法規範を発見する能力、並びに、当該法規範を解釈適用して説得的に結論を導く能力を身につけることです。   |
| 各回の授業内容    | <p>各回で取り上げる裁判例は、以下のとおりです。受講者と相談の上、変更する可能性もあります。</p> <p><b>【第1回】</b><br/>         最判平成12年2月29日民集54巻2号709頁(黄桃の育種増殖法)<br/>         最判昭和44年1月28日民集23巻1号54頁(エネルギー発生装置)<br/>         東京高判昭和61年12月25日無体裁集18巻3号579頁(紙幣パンチ孔)<br/>         東京高判平成14年4月11日判時1828号99頁(外科手術を再生可能に光学的に表示するための方法及び装置)<br/>         東京地判平成17年2月10日判例時報1906号144頁(プラニユート顆粒)</p> <p><b>【第2回】</b><br/>         最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁(キルビー)<br/>         最判平成29年7月10日民集71巻6号861頁(シートカッター)<br/>         大阪地判平成6年4月28日判時1542号115頁(マホービン)<br/>         東京地中間判平成14年9月19日判時1802号30頁(青色発光ダイオード)</p> <p><b>【第3回】</b><br/>         最判平成13年6月12日民集55巻4号793頁(生ゴミ処理装置)<br/>         東京地判平成14年7月17日判時1799号155頁(ブラジャー)<br/>         東京地判平成10年12月22日判時1674号152頁(磁気媒体リーダー)<br/>         知財高判平成25年6月6日裁判所ホームページ(パソコン等の器具の盗難防止用連結具)<br/>         最判平成27年6月5日民集69巻4号700頁、904頁(プラバスタチンナトリウム)</p> <p><b>【第4回】</b><br/>         最判平成10年2月24日民集52巻1号113頁(ボールスプライン)</p> <p><b>【第5回】</b><br/>         最判平成11年7月16日民集53巻6号957頁(生理活性物質測定法)<br/>         最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁(BBS)<br/>         最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁(インクタンク)<br/>         知財高判平成18年1月31日判時1922号30頁(インクタンク)</p> <p><b>【第6回】</b><br/>         東京地判昭和56年2月25日無体集13巻1号139頁(交換レンズ)<br/>         大阪地判平成12年10月24日判タ1081号241頁(製パン方法)<br/>         知財高判平成17年9月30日判時1904号47頁(一太郎)<br/>         大阪地判平成24年9月27日判時2188号108頁(ピオグリタゾン)</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>東京地方裁判所平成16年4月23日判決判タ1196号235頁（プリント基板用治具に用いるクリップ）<br/>         東京地判平成25年2月28日裁判所ホームページ（ピオグリタゾン）<br/> <b>【第7回】</b><br/>         最判平成11年4月16日民集53巻4号627頁（膝臓疾患治療剤）<br/>         最判昭和61年10月3日民集40巻6号1068頁（ウォーキングビーム式加熱炉）<br/>         東京地判昭和49年4月8日無体集6巻1号83頁（合成繊維の熱処理装置）<br/>         知財高判平成26年5月16日判時2224号146頁、知財高決平成26年5月16日判時2224号146頁（①事件、②事件）（アップル対サムスン）<br/> <b>【第8回】</b><br/>         最判平成17年6月17日民集59巻5号1074頁（リガンド分子安定複合体）<br/>         知財高判平成25年2月1日判例時報2179号36頁（ごみ貯蔵機器）<br/>         最判昭和63年7月19日民集42巻6号489頁（アースベルト）<br/>         最判平成14年2月22日民集56巻2号348頁（ETNIES）<br/> <b>【第9回】</b><br/>         最大判昭和51年3月10日民集30巻2号79頁（メリヤス編機）<br/>         最判平成4年4月28日民集46巻4号245頁（高速旋回式バレル研磨法）<br/>         最判昭和55年1月24日民集34巻1号80頁（食品包装容器）<br/>         知財高判平成23年6月23日判タ1397号245頁（食品包み込み成形方法）<br/>         東京地判平成23年8月26日判タ1402号344頁（動物用排尿処理剤）<br/> <b>【第10回】</b><br/>         最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁（ポパイネクタイ）<br/>         神戸地姫路支判昭和54年7月9日無体集11巻2号371頁（仏壇彫刻）<br/>         大阪高判平成17年7月28日判時1928号116頁（チョコエッグ）<br/>         知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁（TRIPP TRAPP）<br/>         知財高判平成26年8月28日判時2238号91頁（激安ファストファッション）<br/> <b>【第11回】</b><br/>         最判平成15年4月11日判例時報1822号133頁（RGBアドベンチャー）<br/>         東京高判平成5年9月9日判例時報1477号27頁（三沢市勢映画製作）<br/>         最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁（中古ビデオゲーム）<br/>         最判平成13年2月13日民集55巻1号87頁（ときめきメモリアル）<br/>         東京地決平成15年6月11日判例時報1840号106頁（ノグチ・ルーム）<br/> <b>【第12回】</b><br/>         最判平成13年6月28日民集55巻4号837頁（江差追分）<br/>         最判平成13年10月25日判時1767号115頁（キャンディ・キャンディ）<br/> <b>【第13回】</b><br/>         東京高判平成14年2月18日判例時報1786号136頁（雪月花）<br/>         知財高判平成26年10月22日判タ1414号227頁（自炊代行）<br/>         東京地判平成元年10月6日無体集21巻3号747頁（レオナルド・フジタ）<br/>         東京地判平成9年9月5日判時1621号130頁（ダリ）<br/> <b>【第14回】</b><br/>         最判昭和55年3月28日民集34巻3号244頁（パロディ）<br/>         東京地判平成10年2月20日知的裁集30巻1号33頁（バーズ・コレクション）<br/>         知財高判平成22年10月13日判時2092号136頁（絵画の鑑定証書）<br/> <b>【第15回】</b><br/>         最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁（クラブ・キャッツアイ）<br/>         最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁（まねきTV）<br/>         最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁（ロクラクII）<br/>         東京高判平成17年3月3日判時1893号126頁（2ちゃんねる）</p> |
| 成績評価の方法 | <p>平常点（15%）、課題及び／又は小テスト（45%）、期末試験（40%）によって評価します。<br/>         出席については、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ3点、1.5点）、出席回数が授業回数のおよそ二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 成績評価の基準            | <p>平常点は、主として授業中の質疑を通じて、予習の状況、前提知識の理解度、分析・応用の達成度等の観点から評価します。</p> <p>課題及び／又は小テスト並びに期末試験は、授業で取り上げた裁判例の事案に類似する事例問題に対する解答を作成してもらう形式を予定しており、事案に応じて適切な法規範を発見できているか、及び、当該法規範を解釈適用して説得的に結論を導いているか、により評価します。</p> |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | <p>各回で取り上げる判例に目を通してきて下さい。また、その際に生じた疑問点について、各裁判例の評釈やテキスト類等で調べてきて下さい。</p>  |
| 教科書・参考文献           | <p>教科書は指定しません。参考書は適宜指示します。</p>   |
| 履修条件               | <p>2年次以上に配当されている講義科目「知的財産法」を履修された方が受講されることを想定していますが、それと同程度以上の学習をされた方であれば、受講されても差し支えありません。</p>  |

## 26. 執行・保全法

|            |  |
|------------|--|
| 授業科目名 (カナ) | 執行・保全法 ( シッコウ・ホゼンホウ )  |
| 担当教員名 (カナ) | 濱崎 録 ( ハマサキ フミ )   |
| 履修年次       | 2・3年次  |
| 単位         | 2単位  |
| 授業時間       | 後期 水曜2限  |
| 講義の概要      | <p>民事手続法は、おもに判決手続を中心とする民事訴訟法と民事執行法・民事保全法によって構成される。この講義では、後者の民事執行法・民事保全法を対象とする。判決手続は争っている当事者間の権利関係について、いわば観念的に判断するのに対して、後者は権利者による権利を現実に実現するものである。また、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度を用意したのが民事保全法である。</p> <p>民事執行法、民事保全法は、司法試験のなかでも民法および民事訴訟法の前提として触れられることがある分野である。本講義では民法および民事訴訟法との関連を確認しながら、執行・保全手続の特徴を理解することを目的とする。</p>   |
| 到達目標       | <p>本講義は、民事保全と民事執行の特性を踏まえて、判決手続と対比しながら理解することを権利実現のための一連の手続を理解することを目標とする。また、保全・執行の手続の理解を通して民事手続法全体あるいは判決手続の特徴について再確認し、理解することも目指す。</p>  |
| 授業内容       | <p><b>【第I部】 民事執行法</b><br/>           第1回 強制執行概観<br/>           第2回 執行当事者<br/>           第3回 債務名義<br/>           債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲（民事訴訟法 115 条）と執行力の及ぶ範囲との関係<br/>           第4回 執行文、請求異議の訴え、執行文をめぐる訴訟（①執行文付与の訴えと②執行文付与に対する異議の訴え）<br/>           第5回 執行異議と執行抗告<br/>           第6回 第三者異議の訴え、違法執行と不当執行<br/>           第7回・第8回 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行<br/>           不動産に対する強制執行<br/>           強制競売 / 強制管理<br/>           動産に対する強制執行<br/>           債権およびその他の財産権に対する強制執行<br/>           差押禁止債権 / 取立訴訟 / 転付命令 / 譲渡命令<br/>           第9回 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行<br/>           物の引渡し等 / 作為・不作為一代替執行 / 間接強制<br/>           第10回 担保権の実行その他<br/>           担保権の実行としての競売、形式的競売、担保不動産収益執行<br/>           第11回 これまでの確認および中間テストと解説</p> <p><b>【第II部】</b><br/>           第12回 民事保全法<br/>           民事保全の意義、種類、手続概観<br/>           第13回 保全命令手続<br/>           申立て— 被保全権利の存在と保全の必要性 / 立担保<br/>           保全命令の発令（決定）<br/>           第14回 不服申立の手続<br/>           申立てを却下する決定に対する即時抗告</p> |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | 保全命令に対する①保全異議、②保全取消し、③保全抗告<br>第 15 回 保全執行手続<br>申立て / 仮差押えの執行 / 仮処分の執行   |
| 成績評価の方法            | 中間テスト (3 割)、平常点 (1 割) および期末試験 (6 割) によって評価する。平常点は講義中の質問への応答により評価する。なお、授業への出席が 3 分の 2 を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。(欠席は 1 回ごとに 1 点、遅刻は 0,5 点を平常点から減点する。) |
| 成績評価の基準            | 成績評価の基準は、基礎的概念を理解できているか、各手続の構造と特徴および違いを理解することができているか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。  |
| 準備・事後学習についての具体的な指示 | テキストの該当箇所について簡単に目を通して講義に臨むこと。また、予習復習において関連条文を参照し、手続をイメージすることが必要である。   |
| 教科書・参考文献           | 高須順一『民事執行・保全法 (第 2 版)』(商事法務、2017 年)、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選 (第 3 版)』(有斐閣、2020)  |
| 履修条件               | 担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必要である。  |



発行 2021年4月1日  
更新 2021年4月16日